

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年9月8日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、監査委員から、令和2年5月分から7月分までの現金出納検査、令和2年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

なお、提出しております国、県などへの要望内容を印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一関地区広域行政組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2番、稲葉です。

おはようございます。

一関地区広域行政組合議会報告をいたします。

諸報告の85ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会報告書。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和2年9月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会副議長、真篋光幸。議員、稻葉正。

裏面をお開きください。

第43回一関地区広域行政組合議会臨時会、期日、令和2年6月30日、場所、一関市役所。

付議事件3件について報告いたします。

報告第1号、令和元年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について。

裏面をお開きください。

3款衛生費、1項衛生総務費、事業名、一般廃棄物処理施設等整備調査事業1,516万6,000円を翌年度繰越額とする。

次に、議案第9号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

保険料の減免、第12条2項の改正前に「ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、申請書の提出期限後においても保険料の減免の申請を行うことができる。」を書き加え改正後とするとして、原案どおり可決されました。

次に、88ページ、議案第10号、令和2年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、総額をそれぞれ24億460万7,000円として、原案どおり可決されました。

以上で報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時24分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

6月12日、そして6月18日になりますが、平泉商工会要望、そして平泉観光協会より新型コロナウイルス感染症に伴う要望をいただいております。

6月15日になりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部会議、毎週月曜

日、庁議の後、開催をいたしておるところであります。また、緊急的な場合は、必要と認められたときは、さらに本部会議を開催いたしているところでもあります。

7月1日になります。平泉たべ・のり応援チケット販売開始セレモニーと同時に、販売を開始いたしましたところでもあります。

7月6日、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設と最終処分場の説明会を開催いたしているところでもあります。

7月14日になります。子ども・子育て会議を開催いたしているところでもあります。

7月20日、農業委員会の改選に伴い、農業委員会の臨時総会並びに任命式を開催いたしましたところでもあります。

7月31日になりますが、農業委員会の農地パトロール出発式が行われております。

8月3日になります。育英資金貸付選考委員会が、本年2回目の選考委員会を開催したところでもあります。

8月7日、平泉たべ・のり応援チケット、2回目の追加販売セレモニーを開催させていただいたところでもあります。

8月7日、平泉町戦没者追悼式が開催されております。

8月11日になりますが、福祉団体より新型コロナウイルス感染症に伴う要望をいただいたところでもあります。

8月16日になります。大文字送り火法火分火式・法要が行われております。

8月18日になります。14区買い物送迎100回達成のお祝いの会が現地で行われております。

8月28日になりますが、社会を明るくする運動の標語表彰式が行われております。本来であれば、全校生徒の集会で表彰を行っていたところではありますが、今回は新型コロナウイルス感染症の対策、対応等によって全校集会は現在行われていないということで、最優秀者の3名、応募点数は192点応募していただきましたが、最優秀賞3名の方に直接校長室で表彰をいたしましたところでもあります。

9月4日になります。平泉長総合発展計画審議会が開催されております。

そして、9月5日、6日、観自在王院で平泉世界遺産祭が開催されたところでもあります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、佐藤孝悟議員及び10番、千葉勝男議員を指名いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月17日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月17日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長（高橋拓生君）

日程第3、請願第2号、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

それでは、請願第2号の説明をさせていただきます。どうぞお聞き取りのほうよろしくお願いたします。

請願第2号。

2020年8月27日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、盛岡市本町通1丁目10-35、少人数学級を実現する岩手の会、代表、田代高章。

紹介議員、阿部圭二、猪岡須夫、三枚山光裕。

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書。

請願趣旨。

新型コロナウイルス感染防止対策として学校の教室が密集状態になることを避けるとともに、

行きとどいた教育を進めるためにも現行40人学級より少ない少人数学級実現は喫緊の課題です。国が必要な措置を速やかにとって、少人数学級を実現するよう要望して下さい。

請願理由。

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには少人数学級にする必要があります。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されております。日本教育学会は以前から20人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していましたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために教員を10万人増やすことと抜本的な教育予算の増額を提案しています。

7月3日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で政府に「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望しています。また、7月17日に閣議決定された「骨太方針2020」でも「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」の検討を提起しています。

来年度予算編成にあたって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっています。こうした状況を踏まえて、国に対して貴議会として意見書を提出していただくようお願いします。

請願内容。

国に対して「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現することを求める意見書を提出して下さい。

意見書提出先、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、萩生田光一様。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

報告案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

裏面をお開きください。

はじめに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は8.6%、将来負担比率は63.3%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上のとおり報告させていただきます。

議 長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和元年度財政健全化審査意見及び令和元年度経営健全化審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和元年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、真竈光幸氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

3ページをご覧願います。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取組に伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、5ページをご覧願います。

令和元年度経営健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告第7号を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

ないようですので、次に進行いたします。

議長(高橋拓生君)

日程第5、認定第1号から日程第12、認定第8号までの令和元年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、認定案件8件についてご説明を申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

認定第1号、令和元年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、3ページをお開きください。

認定第2号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

認定第3号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

認定第4号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

認定第5号、令和元年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算

を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

認定第6号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

認定第7号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第8号、令和元年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和元年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、真篋光幸氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和元年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。表紙をめくり、目次ページに記載の令和元年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、令和元年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和元年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象につきましては、（1）令和元年度平泉町一般会計から（5）令和元年度平泉町町営駐車場特別会計までを対象といたしました。

2、審査の期間は、令和2年8月3日から8月17日までの間で実施しました。

3、審査の方法は、ここに記載のとおり、（1）から（4）までの方法で行いましたので、お目通し願います。

4、審査の結果でございます。

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

1、現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

2、予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

4ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

（1）収入未済額及び不納欠損額の圧縮。

令和元年度の町税の現年度課税及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は804万5,752円となり、徴収率は98.7%でした。前年度に比べ、収入未済額は665万8,367円減少し、徴収率は0.5ポイント増加しました。収入未済額の主なものは町民税で、全体の50.8%を占めていました。

近年の徴収率、収入未済額の推移を見ましても、毎年改善が図られています。これは、定期的に徴収強化月間を設け、電話催告、訪問催告等の実施、現年度分の早期納付勧奨等の地道な徴収業務の表れと思われまます。町税は歳入の根幹をなす重要な財源であり、同時に税負担の公平性の観点からも引き続き徴収体制の強化に取り組んでください。

なお、使用料や諸収入等の収入未済額も発生しております。新たな財政負担の要因とならないよう、滞納の初期段階での迅速な対応により収入未済の事前防止に努めてください。

令和元年度の不納欠損額の総額は323万7,095円となり、前年度に比べ214万2,058円増加しました。不納欠損は町民の納税納付意欲の減退にもつながりかねません。不納欠損に至らないよう滞納初期の対応が極めて重要であり、漫然と時効成立を待つことがないよう徴収に努めてください。また、その対応に当たっては、法令等の定めるところにより、滞納者の支払い能力等個別事由を調査、判断の上、厳正に処理されるようお願いいたします。

（2）時間外勤務について。

令和元年度の時間外勤務手当は4,794万8,685円となり、前年度と比較し1,263万8,523円の増加、時間数では1人当たり年間平均時間外勤務が205時間となり、前年度と比較し78時間増となりました。これは、各種選挙に伴う投開票事務の発生や新制度導入事務、災害対応等が大きな要因となりました。

時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進は、従来から取り組まれてきておりますが、前年度に比べ時間外勤務の実績が増加しているのが現状です。依然として職場ごと、担当部署ごとの偏りがあることや、何よりも長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が懸念されます。時間外勤務は、業務内容、組織体制等様々な要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、働き方改革が推奨される今、組織の在り方として職場全体で取り組むべき課題と捉え、発想の転換を含む職員の意識改革、思い切った取組が求められます。

また、組織管理においては、業務分担の平準化を図り、特に職員健康管理には十分留意しながら、現状を是認することなく、業務配分の見直し、情報の共有化を図り、適切な業務管理が図られるよう努めてください。

(3) 持続可能な財政運営。

平泉スマートインターチェンジ整備事業や社会教育施設整備などの大型の投資事業は将来財政への影響度が大きく、町税等の歳入は生産年齢層の減少からも大幅な伸びは期待できないのが現状となっています。さらには、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい社会経済へ大打撃を及ぼしており、町税等の減収が見込まれ、この感染症の影響が長期化することも懸念されることです。このような状況において、今後ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。現在進行中の案件はもとより、今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見極めつつ、健全な財政運営の維持に努めてください。

(4) 内部統制システムの構築について。

現在、指定都市を除く市町村においては、内部統制システムの構築が努力義務となっているものの、事務処理ミスが発生しているのも事実であり、単純ミスによる事故を減らし、職員の定期異動を気にせず業務品質の維持を可能とするためにも、マニュアルやチェックリストなどを文書化することが喫緊の課題であると思われます。業務内容やそのプロセスを見える化することにより、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄を排除でき、結果として、地方自治運営の基本原則「最少の経費で最大の効果」に資するものです。システム構築に当たっては、これまでの豊富な業務経験を生かすということから、再任用職員の登用なども視野に入れ、システムを構築すべく努めてください。

次に、5、審査の総括的意見ですが、特に地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算係数について関係帳簿及び証拠書類を照査し係数を突合、さらに係数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ令和元年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項を次に列記しました。各課が取り組んだ主な活動を(1)から(11)まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、8ページ、6、審査の個別的意見につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

14ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地。

町有地の地積は781万9,216平方メートルで、前年度比1万4,137平方メートル増加しました。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

17ページ、第二、令和元年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適切に行われていました。計数は正確であり、全般にわたり適正に運用管理されているものと認められました。

33ページ、第三、令和元年度平泉町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、審査の結果までは、記載のとおりですので、お目通し願います。

34ページ、5、審査の総括的意見をご覧願います。

予算及び収入・支出済額について関係帳簿及び証拠書類を照査し、さらに計数の根幹をなす事項についてヒアリングを行い審査した結果、収入・支出済額については適正かつ効率的に行われたものと認められました。

6、審査の個別的意見につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

36ページ下段、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地。

町有地の地積は2,753平方メートルで、前年度より増減はありませんでした。

(2) 建物から(5)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。有価証券等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

以上で下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の決算審査意見のご報告を終わりますが、両特別会計は令和2年3月をもって廃止となり、同年4月より公営企業会計へ移行済みとなっております。

39ページ、第四、令和元年度平泉町基金（農業集落排水事業特別会計分）運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

基金の関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適切に行われていました。計数は正確であり、全般にわたり適正に運用管理されているものと認められました。

47ページ、第五、令和元年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは、記載のとおりですので、お目通し願います。

48ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査の総括的意見。

(1) 平成28年度から令和元年度までの純利益の推移では、表に記載のとおり、利益には増減

はありますが、順調に利益を計上しております。

(2) 業務量では、年間総配水量101万3,018立方メートルに対し、年間有収水量78万879立方メートルと年間有収率は77.08%、対前年度比0.37ポイント減となりました。年間総配水量は対前年度比1万8,488立方メートル増となり、年間有収水量は1万637立方メートルの増となりました。

有収率の向上は、資源の有効活用と安定給水に直結するものですので、有収率の向上に努めてください。

(3) 今年度の事業収入に関する事項の給水収益(税込み)の収入済額は2億2,194万1,956円、収納率98.80%で、収納率は対前年度比0.07ポイント減となりました。また、未収入額は276万3,458円、現年度270万3,723円、過年度5万9,735円となりました。

給水収益については、平成30年度以降は簡易水道事業会計の統合によるところが大ではあるものの、表に記載の平成28年度以降に限っても順当に推移しております。

未収入額については、日頃から徴収努力していただいているところではありますが、令和元年度は平成30年度に続き2期連続の対前年度比増加となりました。未収入率においても同様の結果となっており、2期連続の悪化となっております。今後より一層、早期の納付相談や毎月の催告、給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、人口減少により使用量の増加が見込めない、構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引下げも必要であり、そのような状況での設備の維持修繕については、アセットマネジメント(資産管理)の結果を分析・活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上重要な課題です。鉛製給水管の更新や漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう計画的かつ効果的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

50ページ、7、審査の個別的意見につきましては、1から7に記載しておりますので、お目通し願います。

以上で意見書の説明を終わります。

議長(高橋拓生君)

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号まで、認定案件8件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第13、議案第39号から日程第23、議案第49号までの条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件7件、以上合計11件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、条例案件1件、契約案件1件、事件案件2件、補正予算案件7件、合計11案件についてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

議案第39号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当について、国及び県の例に準じて所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

議案第40号、町道祇園線道路改良工事(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

町道祇園線道路改良工事(その2)の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事名、町道祇園線道路改良工事(その2)。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字祇園地内。

契約金額、7,476万400円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1、氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪でございます。

次に、12ページをお開きください。

議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、国のGIGAスクール構想に基づき、平泉町立小中学校3校において、全児童生徒1人1台端末の整備を実施し、児童生徒の情報活用能力の育成とICTを基盤とした先端技術を効果的に活用できる学習環境を提供することを目的とする。

取得する財産、公立学校情報機器（タブレット端末）一式。

契約金額、4,070万円。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市本宮3丁目36番地45号、氏名、リコージャパン株式会社販売事業本部岩手支社岩手営業部、部長、田口哲也。

納入期限、令和3年3月26日。

納入場所は、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校でございます。

次に、13ページをお開きください。

議案第42号、令和元年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和元年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金2,864万658円のうち、1,000万円を資本金に、500万円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越すものとするものでございます。

提案理由でございますが、令和元年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、14ページをお開きください。

議案第43号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,322万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億747万円としようとするものでございます。

次に、30ページをお開きください。

議案第44号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,019万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,170万円としようとするものでございます。

次に、34ページをお開きください。

議案第45号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,002万5,000円としようとするものでございます。

次に、36ページをお開きください。

議案第46号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,585万2,000円としようとするものでございます。

次に、38ページをお開きください。

議案第47号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,895万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,754万8,000円としようとするものでございます。

次に、40ページをお開きください。

議案第48号、令和2年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和2年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、128万5,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、14万8,000円。第3項特別損失、113万7,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,306万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額380万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,925万6,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業資本的収入、第4項他会計出資金、85万円。

支出、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、85万円。

40ページ裏面でございます。

第4条、予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、574万5,000円及び360万7,000円」を、「未収金及び未払金の金額は、601万7,000円及び334万9,000円」に改める。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億4,639万2,000円に改める。

次に、45ページをお開きください。

議案第49号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和2年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,339万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,052万6,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,287万1,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款簡易水道事業資本的収入、第2項負担金、349万8,000円。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費、352万4,000円。

以上、提案をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第39号から議案第49号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第49号までの条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件7件、以上合計11件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。35分まで休憩いたします。よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時33分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第24、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告1番、公明党、大友仁子でございます。

今、世界中が新型コロナウイルスの感染防止と社会経済活動の両立をしながら、一日も早い新型コロナウイルスのワクチンと治療薬ができることを願ってやみません。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、子育て支援について。

インフルエンザ予防接種助成についてであります。

今年は新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されていますが、毎年実施されております季節型インフルエンザ予防接種の件ですが、冬場の11月頃から接種を開始します。インフルエンザ予防ワクチンは、既に65歳から助成の対象となっており、免疫力の弱い高齢者にとっては大変効果

的な予防接種となっており、大変に喜ばれております。また、1歳児から中学3年生までは当町から2,100円の補助があるとお聞きしました。今回、さらに一歩進めて、高校受験を迎えた中学校3年生の家族全員の助成も対象としてはいかがでしょうか。

その理由は、高校受験を迎える厳寒の2月は、インフルエンザ流行のピークに達します。家庭では大変気を遣います。手洗い、うがいはもちろんですが、今、コロナ禍でもあり、家族全員マスクをかけて、受験生をインフルエンザ、またコロナウイルスから守っているからです。今までの勉強の成果を100%発揮できるように守ってあげたいと思います。

毎年、何人かはインフルエンザにかかり、受験を前に体調を崩す人もいます。インフルエンザの予防接種を受けさせたいが、家族全員が受けると経済的な負担が大きく受けられないという声が聞かれます。当町において、受験を控えた中学3年生の家族全員の助成も対象としてはいかがかお伺いたします。

2番、高齢者ドライバーの事故防止対策について。

昨今、社会問題化している高齢者ドライバーの事故は年々増加しております。これまで被害者の立場だった高齢者も、逆にドライバーとして加害者となる交通事故も著しい増加傾向にあります。

そこで、(1)番、65歳以上の自動車免許の保有数について伺います。

(2)番、運転免許自主返納者の現状について伺います。

(3)番、高齢者による交通事故の現状について伺います。

(4)番、交通運転支援装置の購入、設置の補助について伺います。

質問は以上であります。それでは、ご答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、大友議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の子育て支援についてのご質問の、インフルエンザ予防接種助成について、毎年実施されている季節型インフルエンザ予防接種には1歳児から中学3年生までは当町からの助成がある。今回、一歩進めて、高校受験を控えた中学3年生の家族全員を助成の対象としてはいかがかにお答えをいたします。

季節型インフルエンザ予防接種への費用助成につきましては、予防接種法による定期予防接種として、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者インフルエンザワクチン接種助成事業及び任意予防接種として、1歳から15歳、中学3年生までの方を対象とした小児インフルエンザ予防接種助成事業を実施しております。高齢者につきましては2,600円、小児につきましては1回につき2,100円を上限に助成を行っております。

インフルエンザは、子供や高齢者が感染すると重症化しやすいと言われております。また、予防接種は、重症化を予防するもので、感染そのものを予防するものではありません。集団発生の防止や重症化予防の観点から、中学3年生の家族全員を助成の対象とすることは難しいものと考え

えております。1歳から15歳までのお子さん方への費用助成を継続してまいります。

次に、2番の高齢者ドライバーの事故防止対策についてのご質問の、昨今、社会問題化している高齢者ドライバーの事故は年々増えている。これまで被害者の立場だった高齢者も、逆にドライバーとして加害者となる交通事故も著しい増加傾向にある。そこで、65歳以上の自動車免許の保有数について伺うについてお答えをいたします。

65歳以上の自動車免許の保有数は、令和2年6月末時点で1,721名となっております。

次に、運転免許自主返納者の現状について伺うのご質問につきましては、令和元年中、1月から12月の返納者は26名、令和2年1月から令和2年8月末までは9名となっており、平成22年からの総数は105名となっております。

次に、高齢者による交通事故の現状について伺うのご質問につきましては、令和元年中、1月から12月の事故は、町内の事故数17件ありまして、そのうち10件が高齢者関与数となっております。令和2年7月末、1月から7月の事故は、町内の事故数5件ありまして、そのうち3件が高齢者関与数となっております。

次に、交通運転支援装置の購入、設置の補助について伺うのご質問につきましては、65歳以上の高齢運転者が安全運転サポート車の購入などをする際、新車購入で最大10万円、後づけ装置導入で最大4万円が補助される国によるサポカー補助金が開始されております。

町といたしましては、国のサポカー補助金を推奨しているところであり、単独の補助金交付については考えておりません。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

1番のインフルエンザ予防接種助成についてでありますけれども、例えば、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化する中、沖縄県は本当にコロナが大変で、今も拡大している状況ですけれども、沖縄県読谷村という村があるのですけれども、その読谷村という村は人口4万人で、日本一人口が多い村だそうです。その村では、これから迎える季節性インフルエンザの流行期にも備えようと、全村民対象に予防接種費用の全額を補助することを決めたそうです。予防接種支援事業は、新型コロナウイルス感染症の第2、第3波の流行を想定し、新型コロナの症状と酷似する季節性インフルエンザの罹患者を抑制することで、医療体制の維持確保と村民の健康と生命を守ることが目的と言われております。その担当者は、「インフルエンザの流行によりこれ以上、医療現場の逼迫や医療従事者の疲弊が起きたら困る。村民一人一人が予防に努めることが大事になってくる」と述べられました。

せめて、当町においても少しでも助成の幅を広げるべきと考えますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今年の冬は、今現在猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症と、それからインフルエンザの同時流行が懸念されているということにつきましては、議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

季節型インフルエンザの予防接種への助成事業につきましては、現在、65歳以上の高齢者、それから1歳から15歳、中学校3年生までのお子さん方を対象にいたしまして助成をしているところでございます。この予防接種事業につきましては、実は一関市と、あと一関市医師会と協議をしながら同じような形で予防接種事業のほうを行わせていただいている状況でございます。これから季節型のインフルエンザが流行してくる12月、1月、2月、そういうあたりに病気を防ぐためには、予防接種ももう10月ぐらいから実施をしなければならないというところもございまして、一関市、一関市医師会様と協議をしていくことにもなろうかと思っておりますので、現在のところでは対象者の拡大というところまでは難しいものと考えております。

また、令和元年度の高齢者の接種状況ですとか、お子さん方への助成事業の実施状況を見ますと、約60%の方々が受けているような状況にありました。それで、その割合をできるだけ高めていきたいというふうにも考えておりますので、重症化しやすいと言われている高齢者ですとかお子さん方への助成について、継続して助成をしていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友議員。

1 番（大友仁子君）

それとあと、昨年までの学校の生徒さんたちのインフルエンザの学級閉鎖とか学年閉鎖とか、どういう状況だったのでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

町内の小中学校のインフルエンザの罹患状況ということですが、過去2か年度につきましては、各学校から出席停止扱いとなった数についてですが、令和元年度におきましては158人の罹患者となっております、インフルエンザが流行する冬季の罹患者数が93名、残り65名が年度初めの4月から5月、こちら宿泊学習とか修学旅行で蔓延していたということになるわけなのですけれども、そのような数となっております、その際に、平泉中学校の2年生と3年生が学年閉鎖となっております。また、平成30年度につきましては、冬期間、小中3校合わせて46人の罹患者、平成30年度におきましては平泉小学校の1クラスで学級閉鎖を行っているということです。

なお、補足しますと、各学校ではインフルエンザ罹患者が発生した場合、人数に応じまして臨時休業、学年閉鎖、学校閉鎖、休校などの措置を検討するというようになっておりまして、罹患者数によって学校医と相談して決めるわけなのですけれども、その結果を踏まえて、最終的に校

長がその措置を決定しております。臨時休業の基準としましては、罹患者数が全体の2割から3割程度になった場合、そのような検討を行うということとしております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

やはり毎年毎年、学級閉鎖、学年閉鎖は必ずあると思いますので、せめて受験者の家族とか受験者には助成していただきたいなと切に思います。今、コロナ禍の中で、本当に各家庭においても収入のやっぱり格差が生まれております。中学生は、本当に部活動や塾とか、その他もろもろ本当にお金がかかる時期ですので、町としてもさらなる支援を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど質問の中でも、沖縄の例も出しながらお話しいただいたというふうに思います。当然、先ほど議員がおっしゃったとおり、本当にインフルエンザのみならず、本年は特にコロナの関係もあって、様々な角度から医療現場がやはり常に確保できるような状況を持つということは、そういう意味では大事なことでありますし、当然その源は町民の健康を守るという、その原点だというふうに思っております。

そんな中、先ほど課長も答弁しましたが、いずれ、特に65歳以上の方々に対しては支援をせずときているわけですが、その中でも、今回、コロナの関係もあって、やはり今60%ぐらいですね、昨年もインフルエンザを受けていた。やはりこれを100%に近づけるようなことを現場ではやってほしいと。というのは、議員もご承知のとおり、インフルエンザかと思っていたらば、どっちかまず検査する。そのためにはやっぱり多大な費用もかかるだけではなく、医療現場も混乱するわけですから、そういった意味では、まず今やっている事業をきちっとやっぱり100%に近づける、特に今年度はその対応をしてほしいということを指示したところであります。

そういった意味では、今後、特に沖縄県の場合は、緊急事態も県自体が出しての取組でありました。それぞれその地域で考える、そういった取組は、やっぱりそういった部分が原点となっているというふうに思っております。今後、平泉においても、周辺もですが、どういう状況になっているか、これは予想だにできない部分がありますので、いずれ、さらに現行行っているものをまず100%みんなに受け取っていただき、そしてふだんのそういった手洗いだったりマスクだったり、そういった今皆さんで取り組んでいただいている内容をさらに充実させながら、そういった対策を今後検討させていただきたいというふうに思います。

絶対やらないとかということではなく、やはり総合的な判断も必要になると思います。やるとすれば当然、先ほどの答弁にもありましたが、医師会、そして一関市とも、そういった意味では、しっかり同じテーブルにのって議論する、そういう場合が出てくるやにもなる可能性もあります

ので、そういった意味ではしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ありがとうございました。

それでは、再質問の2番にいきます。

高齢者ドライバーの事故防止対策についてでありますけれども、答弁にもありました免許の保有数は1,721名で、返納者が平成22年から累計で105名ということで、今現在、高齢者が運転している方は1,616名となります。いかにやっぱり車を必要としているかが分かるかと思えます。

そこで、交通運転支援装置の購入、設置の補助についてであります。これは、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が年間6,000件以上起きているそうです。つい先週の金曜日にも盛岡でありましたよね、事故が。60代の男性がアクセルとブレーキを踏み間違えて高齢者の方をひいてしまって、そして郵便局に突入したという事例がありました。

これは、とっさの判断ミスは、年齢、性別にかかわらず、誰にでも起こり得る可能性があります。車につける後づけ装置、ドライブ誤発進防止システムは、アクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進を回避し、安心・安全をサポートするアイテムです。車の発進時、または駐車するときや通常の運転中に突如予期せぬ事態が起きた場合、瞬間的に極度の緊張感に襲われ、とっさの判断を間違えてしまうことから踏み間違い事故は起こります。慌てていると、ブレーキとアクセルの判断を誤り、時にはアクセルをブレーキと思い込み、強く踏み込んでしまうケースです。

誤発進防止システムという商品は、アクセルとブレーキの誤操作に対して、アクセルのセンサーを制御し、誤って踏むことによる急発進を抑止するそうです。この商品は、現在、取付け工賃込みで7万から10万円ぐらいだそうです。昨年4月に東京池袋で起きた暴走事故をきっかけに、このサポカー補助金が導入され、65歳以上の高齢者が購入すれば、国から最大4万円が補助されるそうです。

先日の新聞に「日本自動車工業会の調査で19年度に国内で販売された新車への、踏み間違い抑制装置の装着率は86.9%、12年度の3.2%から大きく上昇した。店舗の駐車場や交差点でブレーキとアクセルを踏み間違え、事故につながるケースが相次いでいる」と掲載されました。国からの補助金はもとより、さらに町としても助成をして、多くの高齢者の方が安心して生活ができ、また生きがいづくりができるような取組をすべきと考えますが、どうでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

交通安全運転支援の後づけ装置を町としても助成していく取組をすべきだということでございますが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町といたしましては、国のサポカー補助を推奨

しているところでありますので、現時点では単独での補助金交付については考えてはおりません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

このシステムは、去年、事故で導入したということで、まだまだやっぱり世間には周知されていないと思うのですね。なので、やはり町でも少しでも助成して周知を徹底していただければ、踏み間違い事故も一件でも少なくなると思われれます。その辺どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに、国のサポカー補助金制度が皆さんのほうに周知されているかということになりますと、その辺はやっぱりまだ分からない方がおりますので、何らかの手段でこのサポカー補助金がありますよということを皆さんのほうに周知していきたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

やはり日本全国どこでも事故は起こり得るわけでありまして、少しでも町民のためになるような施策をしっかりと行っていただきたいと思います。

それでは、以上で終わります。ありがとうございます。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

13時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号2番、氷室裕史です。

今回の一般質問は、さきに通告しておりますとおり、大きく分けて2問です。

1問目は、当町の農業が抱える諸問題についてであります。

言うまでもなく農業は平泉町の基幹産業であり、多くの方が専業、兼業を問わず関わりを持っている産業です。しかしながら、その農業は当町のみならず全国的にも様々な問題を抱えると言

われております。その中でも当町が重大な局面を迎えていると考えられる問題点について伺います。

1点目は、農業の抱える諸問題についてどのような形で実情把握に努めているかについて伺います。

2点目は、農業の後継者問題について見解を伺います。

3点目は、鳥獣被害対策の当町の取組について伺います。

4点目は、基幹産業である農業の10年先をどのように見据えているか伺います。

2問目は、ポストコロナを見据えた新しい生活様式に則した観光行政について1点伺います。

ポストコロナにおいては、密集、密室、密接のいわゆる3密を避けた少人数での個人旅行が増加すると考えられています。当町では、個人旅行に対応する今後のインフラ整備をどのように考えているか見解を伺います。

以上、2問5点について答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の当町の農業が抱える諸問題についてのご質問の農業の抱える諸問題についてどのような形で実情把握に努めているかのご質問にお答えをいたします。

農業はたくさん抱えていると言われております。その諸問題については、地区座談会や地域農業マスタープランの実質化に向けたアンケート調査等を実施し、農家や地域の皆様方のニーズの把握に努めております。

農業者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加と鳥獣被害等の様々なリスクが存在していると認識しております。

次に、農業の後継者問題について見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

日本の農業は今や深刻な高齢化の問題を抱えております。当町でも農業人口の約7割が65歳以上であり、40歳未満の働き盛りは僅か7%であり、高齢者と呼ばれる人たちが当町農業を支えているという現実が問題となっております。

この農業の高齢化の原因として挙げられるのは、後継者不足であります。町単独事業であります新規就農者支援事業を活用しながら、育成、確保に努めているところであります。

次に、鳥獣被害対策の当町の取組を伺うのご質問にお答えをいたします。

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が、平成20年2月に施行されました。

本町は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、同法に基づき、平泉町鳥獣被害防止計画を策定し、対策を講じてきております。

具体的には、県の鳥獣被害防止総合支援事業や町の単独事業の有害獣侵入防止柵設置補助など

により、被害防除に努めているところであります。

次に、当町の基幹産業である農業の10年先をどのように見据えているのかについて伺うのご質問にお答えをいたします。

農業は人口減少、少子高齢化局面を迎える中、農業の担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う耕作放棄地等の増加などに見られるように、産業としての農業の衰退が考えられ、極めて厳しい状況にあります。

当町の農業を将来にわたって持続できるように、新規就農者や地域農業の中心となる担い手を確保することに併せて、農産物のブランド化と6次化産業など、消費者等にも魅力のある農業になるよう各種施策を進めていきます。

また、東稲山麓地域において、伝統的な農業・農法を核として優れた景観等が一体となって保全・活用されている農業システムは、全国に誇ることのできる当町の地域資源であり、この地域資源を生かして都市部と農村の共生、交流などにより、活力ある農村をつくり、次世代に受け継いでいく必要があると考えております。

次に、2番目のポストコロナを見据えた新しい生活様式に則した観光行政についてのご質問のポストコロナにおいては、密集、密室、密接のいわゆる3密を避けた少人数での個人旅行が増加すると考えられる。当町では個人旅行に対応する今後のインフラ整備をどのように考えているか見解を伺うにお答えをいたします。

個人旅行、小グループ旅行は、パーソナル化が進む現代においてコロナ以前から増加傾向にありましたので、当町の観光施策としては、岩手県交通にお願いして巡回バスを走らせました。レンタサイクル事業への参画を民間事業者に促してまいりました。

それらを受け、町といたしましては、巡回バスの停留所を毛越寺駐車場内に設けることで乗降客の利便性を高めましたし、レンタサイクルの駐輪場を中尊寺に設けております。また、語り部タクシー事業を行ったことによって、タクシーの個人利用客が増加をいたしましたところであります。

町内におきましては、民間の方々とともにWi-Fiの環境を整え、観光協会やガイドの会などの案内体制も強化しております。さらに、ホームページの充実にも努めております。

個人旅行、小グループ旅行が増えるという流れがこれからさらに加速することは、議員ご指摘のとおりであります。当町といたしましても、今後ともこれに対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

午前中あれだけいた傍聴者の方々が誰一人いなくなってしまうと、若干寂しい気はしますが、精いっぱいやっています。

それでは、何点か伺ってまいります。

答弁の中で、実情把握は地区座談会やアンケート調査等を実施しているとありましたが、ただ、

果たして、それだけで十分な意見のくみ上げはできているのか、時間と労力はかかってしましますが、例えば、定期的に農業従事者の元を当局が率先して個別訪問して、農業従事者と当局で意思疎通をしっかりと図っていくことも必要ではないかと考えます。

もちろん農業委員や農地利用最適化推進委員は、現在、その実情把握の一翼を担っているということも存じ上げております。しかし、先ほども申し上げましたが、これまで以上に当局と農業従事者の意思疎通、これを密にしていかなければならないと思いますが、当局の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

先ほど話したとおり、地域座談会をはじめ、営農座談会や農業関係の各種協議会等でも問題については話す機会があります。また、農家の方々といろいろな形でお会いしたときにお話を伺うこともあります。

そのような形で把握に努めていきたいと考えておりますし、また、町等の取組につきましては、農業委員会は農業農村の声を代表する組織でもあります。農業をめぐる情勢が厳しい今だからこそ、農業の要望、意見を幅広くつかみ、それに応えていくことが求められていると感じているところであります。

そのためにも、地元精通している農業委員、農地利用最適化推進委員には、その権限や機能を生かして積極的な役割を果たしていただき、その中で実情把握に努めていきたいと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、農業委員や農地利用最適化推進委員、そういった方が本当に今、実情把握に努めていると、そういった答弁ありましたが、ただ、本当にそこだけで、それだけで拾い上げ切れないところもあると思うのですが、そういったところをやはり機会を見つけて本当にすぐに短期間でできるものではないですけれども、町民と向き合うという意味でもぜひ個別訪問のほうを実施していただきたいと思えます。

続きまして、農業の後継者問題に関しまして、答弁にありました新規就農者支援事業の具体的な成果とあと内容について伺いたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

新規就農者の支援をする事業は2つありまして、まず補助事業につきましては、次世代人材投資資金事業というのがありまして、1年間150万、5年間補助支援するものであります。これにつきましては、平成28年にお1人、対象者としてなっているところであります。

そのほかにも、町の単独事業で新規就農者支援事業がございます。これにつきましては、支援

金1か月5万円、家賃の補助2万円、補助金が家賃の額の2分の1ということでもあります。これにつきましても、平成28年にお1人実施しているところでもあります。

ほかにも、一関地方新規就農ワンストップ相談窓口を開設しております。これにつきましては、一関市、平泉町、いわて平泉農業協同組合、一関農林振興センター、一関農業改良普及センターと一緒に協賛会を設置しているものであります。

そこで相談件数になりますが、平泉町の関係者の実績としましては、平成29年4件、平成30年2件、令和元年1件、今年度が1件という状況になっているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ただいまのその成果のほうとあとどういった事業内容のことについて伺いまして、答弁いただきましたが、その成果が果たして多いのか少ないか、そこは捉え方は人それぞれでございますが、例えば、今後、現時点での今述べられた成果、これを伸ばしていくためにどういった方策を考えていただけるか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

先ほどお話ししましたそれぞれの事業1件、お1人ずつにつきましては、補助事業のワンストップ相談窓口で相談を受けて、その後支援に結びついているところでもあります。

その方につきましては、トータルサポートシステムというのがありまして、新規就農から2年目研修、そして就農から経営確立までサポートしていくというシステムでございます。ですので、そのサポート等をしながら、その方々に対して農業を持続できるようサポートしていきたいと考えているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

続きまして、鳥獣被害対策の取組について伺います。

答弁の中で、有害獣侵入防止柵の話が出ましたが、これは実際に農業従事者の方からもそれなりの効果を望めるという声がありました。

しかしながら、使用者の方から被害対策にはなるが、とにかくその電気柵の周りの管理、整備が大変だという話を伺いまして、1本の草もその電気柵に触れないように管理、整備しなければならないと、これがまた非常に大変で本当に2日に1回のペースで草を刈らなければならないこともあるということでした。

結局、その電気柵を管理、負担の高さから電気柵の使用を止めてしまったという、そういった話も聞いております。せっかくそういった効果の望める電気柵も使用者の手間が非常にかかり、

使用に二の足を踏んでしまう、そういった方もいるのではないのでしょうか。

先ほど話に出た後継者問題においても、農業従事者の高齢化が非常に深刻な問題であると、そういった答弁をいただきましたが、とりわけ高齢者においてはまめな管理、整備は体力面での懸念もされてしまいます。

県や町の単独事業で防止柵設置の補助をしていただけるのは、大変ありがたい話でございますが、設置後の管理を含めたアフターケアに関し、町が何らかの形でこれを今後支援することが望ましいと考えますが、その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

電気柵を使って、それを鳥獣被害防止対策に用いるというのは、先ほど話したとおり効果的だと考えているところであります。

しかし、その柵を巡らすことによって耕作等に不便が生じるというのは確かにあるかもしれませんが、その電気柵の設置方法が本当に適切なのかということもあります。ですので、今年度におきまして、一関農林振興センター、一関市と鳥獣被害対策について検討しております。

その協議会の中で、捕獲技術の向上を目指して、また適切な張り方の研修会を開催したいと思っておりますので、そういう中で皆さん方にご案内し、研修に参加していただければと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今の答弁ですと、そうすると電気柵の設置に関して、使っている方に設置の指導と正しい設置というか、そういった指導をしていただけるということで、そういう答弁だったと思いますが、これはもう早いうちに、例えば今年中とか、今年度中とか、そういった早い段階でしていただけるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

今年度中と考えておりますので、まず秋、秋ってもう秋になってきておりますが、早いうちに実施したいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

今、そのアフターケア、管理の話というものをしましたが、そこでちょっと思い出しましたが、行政区、行政第6区ミネキングの南側の太田川に車路があったと思います。河川の管理はたし

か県が管轄だったと思いますが、四、五年前にそこの車路を使えるようにしてほしいと議会主催の報告会の際に地元の方からそういう要望があり、そのときすぐに対応していただけたという経緯がありますが、ここ数年、県が整備した跡がそこ特に見られないのですが、これは当局を通して、今後、県のほうにしつこく整備の要望とか、管理の要望してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

今、お話のありました車路の部分につきましては、一度、県のほうで土砂等を撤去して通路として使えるような形にはしております。

先ほど議員おっしゃったとおり、あそこは通常の道路と違いまして河川区域内でございまして、河川管理者である県のほうで管理している部分でございしますので、今後、車路の利用状況などを確認いたしまして、河川管理者のほうにお伝えをしていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

数年前に整備していただいた際には、本当に地元の方も大変喜んでいたので、ぜひその管理のほうを県のほうに要望していただければと思います。

次に、同じく鳥獣被害対策について、大震災以降、イノシシを中心に町内の農地が多大な被害を受けております。

当町においては、猟友会の方々に尽力していただいている現状があります。しかしながら、猟友会の方々もほかに職を持っている方々が多く、依頼があっても即、駆けつけることが難しいという状況もあると考えられます。

そこで提案になりますが、2011年、今から9年前ですか、当時の静岡県知事のほうで退職済みの専従の熟年のハンターチームの結成を提唱しました。当町でも猟銃やわなの免許、所有した方を対象に専従者を雇用してみたらどうでしょうか。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

他の市町村でも職員、または民間の方を専従職員として設置している例は確かにございます。しかしながら、平泉町鳥獣被害防止計画というものを策定しておりますが、計画には被害防止施策の実施体制に関する事項として、平泉町鳥獣被害対策実施隊の設置が記載されております。

現時点では、計画に沿って実施隊により被害防止に努めていくことになると思われまして、その専従職員の配置につきましては、検討する場合は、次期計画策定時に被害防止対策協議会の中で議論が必要になってくるものであります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、その次期計画の策定際に、そこは検討していただけるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

その中で、委員の皆さん、また実施隊の皆さんと相談しながら検討していきたいと考えているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もう一点、わなや狩猟免許の所有者、こういう方々、隔年か毎年かでその免許更新費用の負担というものがあつたと思いますが、この費用負担を例えば、わなだったり、狩猟だったり、そういう成果を上げた方に関して町が一定の負担をするような、そういう形を取ってみてはどうでしょうか。

結局、わな、あるいは狩猟免許持っている方でも、なかなかそのわなの設置に踏み出さない、そういった免許の潜在的な所有者といいますか、そういう方もいると思うので、そういった方々を生かす意味でもいいのではないのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

免許等への更新へのサポートということになるかと思いますが、確かに免許更新に、免許を取る場合の手数料はかかりますし、そのほか講習会受講手数料や医師診断料等が発生します。試験の項目によっては、数万円程度かかるということが考えられます。

その場合、町としてのサポートということになりますが、あくまで狩猟は趣味としての位置づけということがございます。ただし、今、趣味と言いながらも現実的には鳥獣被害のために取られる方がほとんどではないかと考えております。

そういうことから、先ほど話しました協議会のほうで、委員、また委員の方々から意見等をいただきながら検討してまいりたいと考えているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ちょっと私の質問のほうがちよつと言葉足らずでしたが、例えばわなの免許所有者全員の負担をしろというわけではなくて、例えば年間に何個わなを仕掛けて何頭捕獲しました、そういう方への優遇措置があつてもいいのではないかなという話です。そのあたりを本当に検討していただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

実際、農業の抱える諸問題というものは、本当に今、地域や個人、そういったものの力だけではどうにもならないレベルまで来ていると思われまますので、何とか当局のほうで力になっていただければと思います。

続きまして、今後の平泉の農業をどのように見据えているかについて再度伺います。

答弁の中で、極めて厳しい状況に置かれる可能性があるのと、そういった話がありました。その中で、耕作放棄地について言及もしていましたが、これを支える可能性があるのは、まだ見ぬ新規就農者もそうですが、町内の既存の若手農業従事者だと考えるのが現実的だと考えられます。

当町では、若者会議というものが発足していたと思いますが、その農業バージョンで農業を考える若者の会みたいなものを当局が率先して発足して、そこで若者の意見を吸い上げていただければと思いますが見解伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

若い人にとって今、農業というものは魅力が少ないような気がしております。そういう中で、若いやる気のある方が農業にとっては貴重な存在であるのは当然であります。

そのような方々から意見は尊重しなければならないと考えており、若者たちの考えを受け止め、それを実現するために行政として支援できることがあれば実施していきたいと、そのためにそのような会議が必要と判断したときには、そのような意見交換会と言うべきなのか、そのような形ものは考えていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

次に、ポストコロナを見据えた観光行政について伺います。

これまでは毛越寺、中尊寺を目的とした大型バスによる大量乗り入れと団体行動が、平泉町を訪れる方の主流な観光のスタイルだったと思われまます。答弁の中でも、既に個人旅行、小グループでの旅行が増加傾向にあると言及しておりました。

特に、レンタサイクルに関しては、利用者が増加するのではないかと私も考えております。そうなると、もちろん外国人向けのWi-Fiの充実なども必須ではありますが、自転車で平泉を回れるような環境整備が必要になってくるのではないのでしょうか。

例えば、皆さんに想像してほしいのですが、自転車で太田川に沿って達谷窟に自転車で向かいますと、確かに道路のほうはそれなりに整備はされておりますが、休憩するための日陰のところが一切ないと。これが何か所かあずまやでもあれば、自転車で町内を巡る方の手助けになるのではないのでしょうか。

観光客が少ない時間、シーズンなどは、そのあずまやを地域住民の憩いの場、あるいは農業従事者の方の休憩所として活用することも可能です。一議員の絵空事と思われるかもしれませんが、

見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

達谷窟に行く巖美溪線につきまして、道路の反対側には何か所かあずまやはあるのです。ただ、車、道路を横断するような形になるので、なかなか使いにくいところがありますけれども、確かにあることはあります。

ただ、議員おっしゃるとおり、確かに距離が長いことあって、達谷窟までは約6キロほどありますので、自転車で行くのには少々長いかなとは思っています。

ただ、道路につきましても、先ほど議員おっしゃっていたとおり、ある程度整備はされておりますし、毎年歩道についても整備の話出ておりまして、振興局長と町長で歩いて点検もしたこともありますので、非常に歩きやすくなっているのかなと思っております。

ちょっとあずまやの設置に関しましては、道路管理者との話合いも当然ありますので、すぐさま行くものではございませんが、今現在、まだ観光客が戻ってきておる状況ではございませんので、今後長期的なことを見据えながら、非常に長いスパンになる可能性もありますけれども、そのような視点でちょっと考えてみたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

次に、次にというか、観光客のそういった観光客の誘致というのはちょっと変ですけれども、観光客の方に来ていただくことに関して、当町のその情報発信ですか、そういったものも大きなウエイトを占めていますが、最近ではSNSが非常に発達しておりまして、また口コミ、SNSによる口コミでの宣伝も非常に重要になっております。観光客視点で当町の観光の評価をしてもらうことが非常に重要ではないでしょうか。

レンタサイクルやタクシーの事業所で、平泉町に来て何がよかったか、あるいは何が足りなかったか、そういったことを実際に来ていただいた観光客の方にアンケートの協力をしていただくというのが、今後の平泉町の今後ポストコロナを見据えた観光について資するものになるのではないかと思います。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

今まで平泉の観光行政の中でやはり大きな問題だったと思うところは、この観光客のニーズ、かなり推測を交えたニーズが多かったかなと思っております。そういうものをどうやって意見を集約していくのかというのは、やっぱり大きな課題だろうというふうに考えております。

それで、当課でも今まで業者等に頼んでアンケート等を実施してまいりました。それで今、議

員おっしゃったような、タクシーとかレンタサイクルを利用しての意見聴取というものも今後視野に入れて、できる限り生の声を集められるように取り組んでまいりたいと思います。非常にありがたい意見でありました。ありがとうございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

なかなか前向きな答弁いただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

45分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時43分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告3番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

通告3番、升沢博子です。

まずもって、このたび台風10号で九州のほうで特別警報まで出るに至らず、それでも亡くなった方がおられたということで、心からお悔やみを申し上げますけれども、今回2つ、丁寧な情報提供とそして早めの避難をされたということで、20万を超える方々が避難をされた、このコロナ禍の中において、その対策に当たられた方は本当に大変な思いをされたのではないかと、いうふうに思うところであります。

それでは、さきに通告しておりました2点について質問をいたします。

1点目でございます。

新型コロナウイルス感染対策と防災について、いまだ収束の見通しが立たない感染症拡大に当町でもあらゆる対策を講じておりますが、今回のような異常気象で大雨などの災害も想定される中、住民避難の安全対策について伺います。

1点目です。自然災害を想定した地域防災計画になっておりますが、避難所規程などに感染症対策も想定した見直しが必要となりますが、その対応について伺います。

（2）感染拡大を防ぐために、現在指定されている指定避難所以外の施設確保の必要性について伺います。

（3）避難所の運営についてマニュアルの作成と訓練を行う計画について伺います。

大きな2番目でございます。第2期子ども・子育て支援事業計画と子育て世代包括支援センターについて伺います。

(1) 今回、第2期の子ども・子育て支援事業計画が7月に策定されました。1期目の計画の検証と課題についての見直しと改善策はどうなっているのでしょうか。

- 1 点目について、待機児童の解消について。
- 2 点目、子育て支援センターの充実について。
- 3 点目、保育士の確保について。

(2) 子育て世代包括支援センター開設について伺います。

念願でありました子育て世代包括支援センターが令和2年度中に設置をするということで、昨年度末の3月議会の中でも示されたところであります。そこについて伺います。

- 1 点目、設置の目的について。
- 2 点目、支援対象者について。
- 3 点目、職員の配置について。

4 点目、センターの設置により乳幼児期から小学校への円滑な橋渡しができる体制づくりが望まれています。この点につきましては、昨年度、これは教育長にお伺いするところでございますけれども、昨年の総合教育会議の中でも就学前の子供たちの様子、そして小学生の現在の様子を教育委員会の中でいろいろな課題について1年間協議をされて結論を出して、そしてこの課題に向かっていかなければいけないという、そういったところまで私も聞いております。

そのことについて、そのための子育て支援コーディネーターなどの人材の確保について、これは教育長にお伺いいたします。

以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢議員からのご質問にお答えをいたします。

1 番の新型コロナウイルス感染対策と防災についてのご質問のいまだ収束の見通しが立たない感染症拡大に当町でもあらゆる対策を講じているが、異常気象で大雨などの災害も想定される中、住民避難の安全対策について伺うにお答えをいたします。

はじめに、自然災害を想定した地域防災計画について、避難所規程等に感染症対策も想定した見直しが必要となるが、その対応について伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉町地域防災計画につきましては、災害から地域を守り、住民の生命、財産を保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、各防災機関が相互協力し、防災に万全を期すために必要な災害予防、応急対策災害復旧に関する事項を定めることを目的として計画を作成しております。

防災計画の見直しにつきましては、関係法令が改正された場合や国の中央防災会議が定める防災基本計画、県の地域防災計画等、防災関係計画が修正された場合などに修正が必要であります。

災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があるときは修正しなければならないと定め

ているところであります。当町においては、3年程度ごとに見直しを行っております。前は、平成30年度に見直しを行っておるところであります。

ご質問にあります感染症対策を想定した計画の見直しにつきましては、今後の防災対策においても重要項目であると認識しております。上位計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況を確認しながら、さらに対応をしてみたいというふうに思います。

次に、感染拡大を防ぐために、現在、指定されている指定避難所以外の施設確保の必要性について伺うの質問にお答えをいたします。

現在、平泉町地域防災計画において、中学校や小学校など、町の公共施設10か所を避難所として指定しております。指定避難所以外の施設確保の必要性については、あらかじめ指定された指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討するよう国から通知されておるところであります。

本町においても、その通知に基づきながら、他の施設の活用について協議を行い、数か所の施設について確保をしているところであります。また、それと併せ、避難所の過密状態を防ぐため、親戚や知人等宅への避難の検討について、町広報紙で周知を行い、感染症対策を踏まえた平時からの事前準備として対応を図ってきたところであり、引き続き国や県の助言を参考にしながら検討、対応をまいります。

次に、避難所の運営についてマニュアルの作成と訓練を行う計画について伺うのご質問にお答えをいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、県が平成26年に作成した市町村避難所運営マニュアル作成モデルを参考にしております。

感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルにつきましては、本年7月に新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドラインを県で作成し、公表されたところであります。

本町では、感染症対策を踏まえたガイドラインの作成には至っておりませんが、県のガイドラインなどを参考にし、感染症対策の要点をまとめた資料の作成や自主防災組織を対象とした学習会の開催などについて、現在検討しているところであります。準備が整い次第、感染症対策を踏まえた避難所の対応について、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の第2期子ども・子育て支援事業計画と子育て世代包括支援センターについてのご質問の第2期子ども・子育て支援事業計画と子育て世代包括支援センターについての第2期の策定に当たり、1期目の計画の検証と課題についての見直しと改善策についてお答えをいたします。

平泉町子ども・子育て支援事業計画1期目の計画の検証として、後期計画策定のためのアンケート調査を実施し、このアンケート結果を関係課と共有し、2期計画の内容充実に努めました。

①の待機児童の解消につきましては、現在、平泉町内の待機児童は3名おり、内訳はゼロ歳児2名、1歳児1名となっています。満3歳未満児の保育需要が増加し、保育基準に見合う利用定員及び保育士不足により受入れができない状態となっています。

利用定員については、今年、今年度より平泉保育所の受入れ人数を90名から117名に変更しま

した。保育士の人員確保は、ハローワークや岩手県保育士・保育所支援センターで求人募集していますが、なかなか人材が見つからない状況のため、引き続き保育士を確保できるよう努めてまいります。

一方で、民間による地域型保育事業の運営を検討し、受皿を拡充できるよう努めてまいります。

②の子育て支援センターの充実につきましては、在宅時を含めた多様な保育ニーズに対応するため、子育て支援センターの運営を行っています。

町内では、平泉保育所内にある子育て支援センター、平泉町社会福祉協議会の福祉活動センターにおいて、子育て支援事業を行っています。毎月の行事や園開放等を実施し、乳児及びその保護者の子育て相談、情報提供、助言等を行い、利用者の居場所づくり及び地域の子育てを応援する拠点として引き続き周知啓発し、利用しやすい運営に努めてまいります。

③の保育士の確保につきましては、保育需要を人口推計及び出生率を基に必要な職員数を配置してきました。

保育需要が高い状況ではありますが、今後、少子化を見据え、任期付職員を採用し対応してきましたが、ニーズ量に見合うだけの人員確保はできておらず、現在もハローワークや岩手県保育士・保育所支援センターで潜在的保育士の発掘及び専任コーディネーターによるマッチングを依頼しているところですが、採用には至っておりません。

今後も引き続き、募集を呼びかけ、保育士の補充に努めてまいります。

次に、子育て世代包括支援センター開設について何うにお答えをいたします。

①の子育て世代包括支援センター設置の目的につきましては、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランや地域の保健医療、または福祉教育に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としております。

当町におきましても、この目的に沿って子ども・子育て支援法第59条に基づき、利用者支援事業を活用いたしまして、母子保健型の子育て世代包括支援センターの設置を考えております。

②の支援対象者につきましては、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供されることが望ましいことから、主に妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象として支援をしてまいりたいと考えております。

③の職員の配置につきましては、専任の保健師等を1名以上配置することとされております。現在、会計年度任用職員として保健師等の募集を行っておりますが、引き続き人材の確保に努めてまいります。

④の質問につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から④のセンター設置により乳幼児期から小学校への円滑な橋渡しができる体制づくりが望まれる。そのための子育て支援コーディネーターなどの人材の確保について伺うのご質問にお答えいたします。

少子化、核家族化、情報化社会の進展など、社会情勢の変化に伴い人々の価値観や生活様式が多様化している中、人間関係の希薄化や地域における地縁的つながりの希薄化、大人優先の社会風潮などの状況が見られます。

このような状況が地域社会における子供の育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境を変化させ、家庭や地域社会における教育力の低下に伴い、子供の育ちに影響を及ぼしている要因になっているものと考えられます。

また、子供の育ちについて、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者との関わりが苦手であるなど、子供の成長に関する懸念が聞かれるようになっております。

昨年度、平泉町総合教育会議において問題を抱える親からの相談に対応するため、専門的な技術だけではなく、豊富な人生経験を兼ね備えた相談員の配置や役割等について協議したところですが、子供の健やかな成長を支えていくためにも今後個別に相談できる体制づくりが必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、再質問を何点かさせていただきます。

最初の防災対策についてでございますが、今まさに9月1日は防災の日という9月の真っ只中であります。その中で、今回は避難所ということについてお伺いしたところでありますが、県が7月に避難所、コロナ禍の中の避難所運営ガイドラインということで策定したわけでございますが、その同じ時期に岩手県の中で避難所が感染者、濃厚接触者とか、そういうことを疑われる人が出た場合に、今までの従来の避難所では難しいと、そういうことで避難所を新たに増やす考えはあるかということで新聞紙上でも出されたところではあります。その中に平泉町も、答弁の中にもありましたように、増やすという計画というふうに聞いております。

そのガイドラインの中に、やはり先ほども申し上げたのですけれども、情報提供、周知というところからいきますと、やはり県の避難所運営ガイドラインには、新たに開設する避難所については、住民に迅速に周知するようというようなガイドラインになっているところがございますが、そのところは当町はどういうふうに考えておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

コロナ禍における避難所運営につきましては、県のほうで7月にそのガイドラインというのを

作成しております、当町でも先ほど町長が答弁したように、10地区の避難所がありますけれども、数か所ということですが、今は2か所ほど増やすことで協議が、協議というか、1か所は協議もしておりますし、1か所は町の普通財産がありますので、そこを考えております。

なお、避難、コロナ禍における避難所運営につきましては、最初の受付の段階で発熱等がある場合の方につきましては、普通の避難所からそちらのほうに移動して、その避難所に行ってもらうというふうなことを今考えておりますので、今のところはまずは10か所を基本にしつつも、そういった状況においての追加の2か所ということで、今、感染症対策、PCRの外来につきましては公表しないことになっておりまして、今はこの県の防災対策室のほうからも、まずは控えておくというふうなことの指導を受けておりますので、コロナ禍でない場合については積極的に公表するところでありますが、今の段階ではとどめておいて、実際にそういった状況になった場合については、関係機関というか、自主防災組織等と連携を取りながら、そちらのほうに移動していくとか、そういった形で今考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

コロナ禍においては、その場所については公表しないというガイドラインになっているのでしょうか。そうですか。

今、そのコロナ禍の中のコロナ感染症下での避難所運営のポイントということで、ほかの他市町村でもそういった訓練とか、そういうことも行っているようではありますが、やはり今回、避難する場所が半分ぐらいの人数にしなければいけないというぐらいの場所になったり、かなりゾーニングとか、そういったところをかなりきめ細かに規定もあるようではありますが、そういうところが当町について今、去年の台風のときの避難とはまた全く違った形になってくるとは思うのですが、そうなったときに今、課長もおっしゃったように、自主防災組織、その協力も当然必要になってくるといいますし、避難所の運営に関しても職員だけではできないところもかなり出てくるのではないかと。

ただ、その避難所の従事者もかなり減らすようにとか、そういったことも言われているようですが、そういうところも踏まえたやっぱり町として考えを持っていないことには、そこに現実、今、この時期に大丈夫なのかなという非常に不安に思うところなのですが、そのことについてはどういうお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

県のガイドラインがかなりこまい内容になっておりまして、それが即、市町村にも当てはまる内容になってございます。

そういったことから、まずはその県のガイドラインを参考にしながら、当町における対応について資料等を作りながら、その自主防災会の方々にまずは周知をして、内容等を理解していただ

いた後に訓練等もできればいいのかなというふうに思っております。

10の施設ということで限られておりますけれども、7月補正で今回、災害時における避難所運営に関する備品等、防災用のマルチテントでありますとか、パーテーションでありますとか、折り畳みの避難ベッドでありますとか、そういったものも用意するところとしておりますので、まずはそういったガイドラインについて、まず理解してもらるところから始めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

前に聞いたところによりますと、もっと早い段階で自主防災の担当者を集めたそういったところをやる予定があるということは聞いたところなのですが、今、答弁にありましたように、準備が整い次第という答弁が来ているのですが、その準備が整うのはいつなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

自主防災の組織についての学習会というのは、確かに以前から計画しておりましたけれども、7月に県のほうのガイドラインができたということで、あとは年度内には行いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

本当に多分時間との戦いとか、そういうところが本当の災害に対峙する、そういったところなのだと思うのです。今回、本当に20万人の人たちが避難ということになったときに、そこは本当に最初にも申し上げたように、職員の方、関係者が本当に大変な思いをされたと思うのですが、やはりその辺の周知徹底、そして準備、そういった迅速な情報提供、そして早めの避難を促すという、そういったことがやっぱり最小限の災害ということにつながったというふうに思うわけなのですけれども、やはりそこは迅速な対策をやっぱり平泉、当町としても取っていただければというふうに強く願うところであります。

それから、過日の新聞報道の中で、一関の避難所の中にペットと一緒に避難できる場所を今回、市内に何か所か設けたという報道がありました。身近なところで高齢者の独り暮らしの方がペットがいるのでやっぱり避難できない、避難を勧めたところ、そういうふうに言われた経緯があります。

やはり当地区の勉強会の中でもそういったことが話題になりましたので、そこについてはどういふふうに、お考えを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

ペットについては、ちょっと今、私の頭の中にはなかったのですが、いずれそういった事例があるのであれば、それについても検討していきたいと思えますし、あと先ほど年度内と申し上げましたけれども、9月中にやる予定で今、進めてはおります。学習会の方、自治会の学習会のほうが、そういったことで後半になるかと思えますけれども、考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、避難所に関しましては終わりました、次の質問に移っていききたいと思います。

まず、第2期の子育て支援計画についてなのですが、待機児童という課題があって、今3人のゼロ歳の子供が2名と、それから1歳の子供が1名いらっしゃるということなのですが、多分、関係者もその解消のためにいろいろ、昨年10月から保育料の無料化に併せて制度も改正になったところだと聞いておりますし、その辺を工夫しながら何とか待機児童を出さない方法をいろいろ捉えているとは思いますが、ちょっとこれ本当によく分かりにくいところなのですが、教育委員会にちょっとお聞きしたいのですが、新1号の扱いで新2号認定という、こういった対策を捉えているようなのですが、その内容についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

幼稚園で実施している預かり事業、これにつきましてですが、子ども・子育て支援の新制度におきまして、教育保育を利用する子供について保育の必要性、それから利用時間の認定により区分されているということでありまして、1号認定につきましては、通常の幼稚園児ですが、満3歳以上の小学校就学前の子供でありまして、新2号認定といいますのは、保育所の利用調整の結果、入所待機となったお子さんを幼稚園側で受け入れて預かり保育を利用いただくことで保育所と同じ時間保育を受けられるということとしたもので、ご承知のとおり、一定の金額までは利用料は無償化ということで無償になっております。

あわせて、今般、幼稚園の預かり保育実施規則の改正も併せて行われたところでありまして、平日のみとしていた預かり保育について、土曜日や長期休業中も実施の上、保育時間を午後7時まで延長するといったことで、多様化する保護者のニーズに応えられるように改善を図ってきたというところです。

なお、本年度におきましては、そういう入園児童のうち6名が保育所の入所待機により町立幼稚園に入園するという新2号認定ということで、今現在のところ11名という形で、その当初が4月時点では6名でしたけれども、今は11名いるという状況でおります。

これは幼稚園の降園後も引き続き幼稚園で保育を受けられると、そういった状況となっております。

ます。

幼稚園の預かり保育事業につきましては、少子化に伴って幼稚園は入園児数が減少傾向にあったということもありまして、幼稚園施設のスペースであるとか、あるいは教諭というか、人員の有効活用とそれから今お話のある待機児童を解消を図るという受皿にもなり得るということで、町長の答弁にもありましたが、今後、今検討されているというか、条例には規定されている民間による地域型保育事業のこちらから、引き続き幼稚園のほうにも円滑にスムーズに受け入れられるようにということで運用を図ってまいりたいというふうに思いますので、いずれこういった制度につきましては、引き続き制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

2号認定を、2号認定というのは、保育に欠ける3歳から5歳の子供さんなのですけれども、そこがちょっと保育所がいっぱいで入れなかったときに幼稚園という1号認定を、1号認定と同じだというふうに考えてよろしいわけですね。新2号認定という形で。給付についても受けられるということでもよろしいのでしょうか。無料ということでの給付でもよろしいのですね。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

一定の条件がありまして、通常、該当しない場合は、1日当たり預かり保育料につきましては450円、何時間でも1日当たり450円なのですけれども、一定の上限、日数とか時間とかを加算していった形での上限を超えない限りにおきましては無償化というような、細かいところはちょっとこの場ではお話ししませんけれども、基本的には無償というような扱いとなっております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。

そうすると、多分、2号認定の子供さんで多分待機のおそれがあった場合はということで、そういうふうな方法も捉えていると思うのですけれども、3号認定については、それは可能ではないわけですね。多分、そのために今年度、3号認定の子供さんが待機になっているということなのだと思うのですが、そうすると、やはり保育士さんが足りないということでの待機の子供が3人いるというのは、原因としては保育士が足りないということが原因なのではないでしょうか、そこをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ゼロ歳から2歳までの3号認定の子供の待機の理由ということでございますが、やはり主に保

育士さんが不足しているということで待機児童となっているのが原因になってございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その待機ということで、さっき教育次長からの話もありましたけれども、地域型保育事業ということで、3号保育、ゼロ歳から2歳の子供たちを5名までの家庭的保育と、それから19名までですか、そういう保育形態で今年の6月に条例一部改正ということで緩和された条件で、そういったところも一関市のほうには10か所ほどあるように聞いていますけれども、やっぱりもちろん子供たちは減っていくわけなのですが、平泉でもそういったところをやっぱり具体的に考えていくという考えはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほどの町長答弁にもありましたが、民間による地域型保育事業の運営を検討しまして、待機児童の解消をすべく受皿を拡充できるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

本当に1日の保育時間を聞いてみると、やっぱり11時間の中で今、正職員の方、そしてそのほかの臨時職員が会計年度任用職員という形になった職員の皆さんは、その中でフルタイムとパートタイムということでいらっしゃると思うのですが、その辺の調整はどのように行っているか、勤務時間の関係がございますよね。そのところをちょっと分かる範囲でお話いただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉長島保育所長。

長島保育所長（千葉よし子君）

保育所の預かり時間は11時間でございますが、シフト制を取っております。早番、普通番、遅番という形で取っております。正職員は基本7時間45分の勤務です。会計年度職員につきましては、7時間15分の勤務で行っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

やはり本当に一般の一般職とはちょっと違ったそういった勤務時間の中で、本当にやりくりをされて子供たちを見ていただいているということに、本当に大変なのだと思うところなのですが、やはりそういったところで、昨年度、条例改正をして、任期付職員ということで採用されたやに聞いておりましたが、そのところが今、お2人の方がお1人になったということの認識でよ

ろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

昨年度におきまして、任期付職員につきましては2名採用されましたが、本年度におきまして、その任期付職員のうち1人が正職員になったということでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういうことを本当にお伺いするにつけても、昨年度任用されたそういった方が正職員という形になって、結局はプラスマイナスゼロになってしまったというふうにも聞きましたので、ただ、来年度、新たにその任期付職員という、やはり3年、ある程度は安定した雇用形態が取れるというような、そういった職員を任用する考えはあるか、そこをお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

正職員、任期付職員から正職員になったということですが、基本的には勤務時間は同じなわけですし、形態は任期付から正職員になったといっても、もともと2名いた職員については、2名という数は分からないということで、そういったことで捉えていただければと思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、質問したのは、改めて来年度、任期付職員という安定した雇用形態を取れる職員を、そういう考えはございませんかということをお伺いしたのです。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

これは今もですけれども、今後もその保育に関わる人数、子供たちの人数等の見通しを見ながら採用計画を立てておりますので、その任期付職員を採用、2名採用した時点での計画で今、来ておきまして、パート、会計年度任用職員が多いということはそのとおりでございますけれども、現時点ではこのまま、来年度新規で採用する予定はございません。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

昨年度、そういう条例を制定して2名という形で議会で議決した記憶があるのですが、そのような形で任期付職員という、一関はもう何年も前から任期付職員ということでの採用をし

ているようですけれども、平泉でもそういう形で採ってきたのだなというふうに昨年思ったところだったのですけれども、しばらくはそういうことはまたないということのお答えなのですけれども、やはり安定的な雇用をやっぱり保育士さんがそういう条件を、どうしてもいい条件のほうにハローワークに行ってもそちらのほうに行ってしまうのではないかなというふうに思うので、平泉で獲得したいと思えば、やはりそういう条件を整えるしかないのではないかなというふうに思ったところであります。

ぜひ、その辺は今後とも考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

子育て世代包括支援センターの定義につきましては、先ほども伺いました。現状では様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についてワンストップの拠点、それが子育て世代包括支援センター、それを立ち上げて切れ目のない支援を実施するという認識は先ほど伺ったところです。

それで、平泉に今回、7月に準備会議ということで立ち上がったようではあります、その中で、平泉は母子保健型のセンターの開設を目指しておりますというふうに答弁の中にもございました。

これちょっと昨年の総合教育会議の内容ともリンクするところでは、全くその子育て世代包括支援センターの機構とそれとはまた別だというふうにおっしゃるかもしれませんが、やっぱり子育て期といいますか、ゼロ歳から18歳までのそういう子育ての部分を一括してワンストップでの支援体制、それを構築するという、そういったことが包括支援センターということだと私はちょっと最初思ったわけなのです。

ただ、全国的にもそういうトータルの包括支援センターを立ち上げているところもあるようがございます。

それで、今、答弁の中にもありましたように、関係機関との連携会議を構成するということなのですけれども、その関係会議というのはどこどこになっているのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

令和2年度中に子育て世代包括支援センターを開設すべく、現在も準備のほうを進めているところでございます。

この子育て世代包括支援センターの開設準備に係る連携会議ということで、7月14日に会議のほうを開催させていただきまして、そちらの参集範囲というか、関係機関ということでございますが、保健センター、町民福祉課、そして教育委員会と各幼稚園、保育所の子育てに関わる庁内の関係課の職員で連携会議というか、会議のほうを開催させていただきました。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

設置するのは保健センターと伺っておりますし、そして、その相談支援体制の具体的な、具体的な連携会議をもって情報交換ということは何となく分かるのですが、具体的にその専任の、さっきの答弁にありましたように、保健師さんをお願いをしてワンストップの相談に当たるというふうにお話を伺ったのですが、具体的に保健センターはどのような形でそれを行うのか、施設の整備についてもどのようなふうになるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

子育て世代包括支援センターにつきましては、設置場所につきましては保健センターを考えております。どこか別なところに部屋を設けるとか、そういうことではございませんで、いずれ母子保健事業と子育て支援事業、また、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援をしていくというところで、一体的に母子保健事業等とも連携をしていかなければならないというところもございますので、保健センターのところで子育て世代包括支援センターを開設というか、運営していければと考えております。

その中で、専門に保健師等が相談を受けるというところで、専任の保健師等の配置が望ましいというふうに記載もされておりますので、そこで妊娠届から必要であればその妊娠中からそのお母様方に関わりを持ちながら支援をしながら、出産、そして子育てまでを相談受けながら対応をしていくということになります。

保健センターの中だけでの状況では解決できない問題等もあると思いますので、その際には、その情報を例えば保育所等の情報とかであれば町民福祉課ですとか、それから、幼稚園の情報等であれば教育委員会ですとかというようなところで、各関係課でもってその情報も共有しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最後に聞いたのですが、その施設整備も今回考えているということについて、ご答弁をお願いします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この施設整備につきましては、新たに建物を建てるというようなところではございませんが、現在、保健センターで考えているところは、現在の保健センターのカウンター、受付窓口カウンターを一応、プライバシーに配慮したような形でカウンターのほうを改修をさせていただきます、妊婦さんとか子育て中のお母様方とかが安心して相談できるような相談室、個室のような相談室を設置できればというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

なかなかちょっと相談となったときに、なかなかちょっとプライバシーがなかなかちょっと守れないという声も聞いていたところがありましたので、この機会にその辺が整えられればいいのかなと思っておりますし、それから、その専門に当たる子育て支援についての……、子育て支援ではないですね、母子保健コーディネーターという保健師さんになるわけですよね。母子保健コーディネーターでその常勤の保健師さんを常駐させるということになるのですよね。そういうふうな認識でよろしいのでしょうか。

ちょっともう少し突っ込んでお聞きしたかったのですけれども、最初に申し上げたように、私が考えていた部分は、本当に総合教育会議の中でも、学校、いろんな問題を抱えた子供さん、子育てに悩んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃる、たくさんといいますか、いらっしゃる、その年齢期になったご家庭でもそういったことで大変な、どこに相談したらいいか分からないかという親御さんのこともちょっと聞いておりますし、なので、そういう意味では本当にトータルで相談に当たれるような、そういった機関ということで子育て世代包括支援センターということを考えていたのではなかったのかなというふうに、ちょっと私もその認識が違っていたのだなというふうに思っているのです。

それで、最初のところでの母子保健のところであれば保健師さんでありますけれども、その子育て期、子育て支援コーディネーターという形になりますと、社会福祉士の方とか、そういった本当にソーシャルワーカーとか、そういった形の専門の相談に当たる方がいらっしゃって、そういうところを専門に相談に乗ると、一括してワンストップでというところをやっぱり理想ということではあるのですけれども、そういったところが本当に平泉の場合は必要でないのかなというふうに思っていたところです。

最後に、ちょっと時間のあれもあるのですが、教育長さんにお尋ねしたかったわけですが、昨年度末の議会のところで、やっぱり昨年、年齢期前のその子育てのことについて、なかなか学校に上がってから問題が出てくるというような子供さんがやはりいらっしゃると、それを乳児、幼児、そういった時期からきちんと相談に当たっていれば、学校に上がってからの問題を防げるのではないかと、そういったところを総合教育会議の中でも皆さんで討議をされたと。

その中で、最後におっしゃっているのが、1人の子供が産まれて大きくなるまで一体となって支援していくと、そういうところがやっぱり平泉には必要なのではないかと、そういうふうな結論、結論といいますか、そういう課題を出したのではないかと思うわけです。

そこで、今の相談体制が十分なのかということをおも教育長さんにお伺いしたかったわけです。もちろん、お1人頑張っている方が、今、相談支援員の方が、支援なさっている方がいらっしゃいますけれども、やはり次を育てていくといいますか、これからトータルで平泉の将来の子供たちのことを考えたときに、やっぱりそういった資格ということではないと思うのです。やっぱり人を救うのは人だと思います。制度はつくればよいということではないと思います。

そこで、やっぱりきちんと当たってくださる、そういう方を育てていく、次を探していくとい

うことが今、平泉に問われていることだと思うのですが、そこについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

昨年3回にわたる総合教育会議の中で、子育て支援についての論議をさせていただきました。

その中で、今日の町長の答弁にもあるわけですが、包括支援センターが妊産婦及び乳幼児の健康保持増進に関する包括的な支援というふうにならなっているわけで、それはそのとおりのわけですが、母子保健型というふうなことでは、お母さんも子供もずっと育てていくというか、子供の成長に従って、乳幼児から、そして保育所、幼稚園、そして小学校、中学校と上がっていくわけで、その子供は変わらないわけです。

その子供たちをどう見取っていくか、見守っていくか、そして支援していくかというふうなことは、まさに議員おっしゃるとおり、円滑な橋渡しを続けていかなければならないだろうと。

その意味では、例えば保健センターでは保健師を増員して何とか当たろうと、それから保育所では子育て支援センターがあるわけですので、多分職員が相談相手になっているだろうと、小中学校で言えば適応相談員がいらっしゃると思います。そういったような一連のものをうまくつないでいくというか、連結していくというか、そういうことでぶれのない、そういう取組をしていかなきゃならないだろうというふうなことが、総合教育会議の中で話し合われた結論だというふうに思います。

ただ、養成には時間かかるなというふうな話はあったことは、お伝えしておきたいと思います。

11番（升沢博子君）

質問をこれで終わります。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

3時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時58分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告4番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

質問通告4番、真竈光幸であります。

平均寿命が延びるとともに未婚、晩婚化が進み、少子高齢化に拍車がかかる中、医療、年金、介護、就労、子育てなど個々の問題として捉えて社会保障を考えるのは困難かつ不十分な時代に

突入していると思います。就労と年金、医療と介護などとそれぞれの境界線を外し、リンクさせながら問題の本質を考えていかねばならないと思います。

今回、質問させていただきますのは2件であります。

1件目は、福祉の諸課題について3項目の質問をいたします。

1つ目は、政府は団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目標に、高齢者を地域一体で支える地域包括ケアシステムの構築を進めています。

医療や介護、生活支援を行政や民間事業者、地域が連携することで住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる社会の実現を目指そうとするものであります。その柱となるのは、在宅医療、在宅介護で、前提は家族が介護の主体となることであります。

施設入所を余儀なくされている高齢者の家に帰りたいたいという願いもそこにかかっていると言えますが、家族の少子高齢化と核家族化で家庭がすっかり弱体をしております。家族の負担が重いという理由から在宅介護にはかなり厳しい現実があります。

一関地区広域行政組合の所轄事務ではありますが、介護が問題で家に帰れないのであれば、要介護度を改善するために特例制度、総合特区を活用して、要介護度の改善に貢献した通所サービス事業所に報奨金を出す制度を創設してはいかがか伺うものであります。

2つ目に、地域、家庭で考える介護への備えを啓発するため、本人と家族、在宅医療医師、介護従事者、行政の連携で講座や講義を地域で開催することを提案をいたしますが、いかがでしょうか伺うものです。

3つ目に、親と同居し、基礎的生活条件を親に依存している未婚者は総じて所得が低い傾向にあるとされています。短期の非正規就業を繰り返すことで、年金にも空白期間があり、高齢期に貧困化することが予想されます。同居する親の貯金が底をつき、介護が必要になれば親子破産も可能性としてあります。

将来の生活保護受給者の増加を防ぐためにも、こうした家庭の状況調査と正規就労への支援が必要であると考えますが、見解を伺うものです。

2件目の質問は、集落支援員について伺います。

高齢化や過疎化が進む中、集落の維持と安心した生活の確保が課題となります。

独り暮らしの高齢者の見守りなど、地域の実情に詳しい人材の確保が求められます。集落支援員の配置について見解を伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の福祉の諸課題についてのご質問の要介護度を改善するために、特例制度、総合特区を活用して要介護度の改善に貢献した通所サービス事業所に報奨金を出す制度を創設してはいかがかの問いにお答えをいたしたいというふうに思います。

現行の介護保険制度では、要介護度が高い重度ほど事業者を支払われる報酬が高いため、事業者は介護度の改善に消極的になりがちとなるとして、通所サービスに介護度改善で成功報酬を加算する仕組みを地域活性化総合特区として国に申請し、介護給付費抑制及び高齢者の自立支援や重度化防止を目的に、岡山市などで導入を行っている制度であります。

議員ご承知のとおり、当町の介護保険事業は、一関市及び平泉町を構成市町とした一関地区広域行政組合が事務事業を執行しております。

介護度の改善によって介護サービス事業者の質の評価を行い、報酬を加算することは介護保険の保険者であります一関地区広域行政組合の所管事務であり、そちらのほうで検討をいただけるものと考えております。

次に、地域、家族で考える介護の備えを啓発するため、本人と家族、在宅医療医師、介護従事者、行政連携で講座や講義を地域で開催することを提案するがいかにかについて、お答えをいたします。

当町における在宅医療・介護連携推進事業として、平成28年度から在宅医療・介護連携推進会議、在宅医療・介護関係職員研修会、在宅医療・介護連携町民フォーラム、誰でも分かる介護講座、地域で安心、医療と介護の出前講座を実施し、延べ989名に参加いただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、今年2月に開催予定でした在宅医療・介護連携町民フォーラム及び5月に開催予定でした在宅医療・介護連携推進会議を中止いたしました。他の事業につきましては、感染リスクに十分配慮し、感染等を防ぐための対策を講じた上で開催していく予定であります。

次に、親と同居し、基礎的生活条件を親に依存している未婚者は総じて所得が低い傾向にあるとされる。短期の非正規を繰り返すことで年金にも空白があり、高齢期に貧困化することが予想される。同居する親の預金が底をつき、介護が必要になれば親子破産も可能性としてある。将来の生活保護受給者の増加を防ぐためにも、こうした家庭の状況調査と正規就労への支援が必要であると考えが見解を伺うにお答えをいたします。

生活困窮家庭の状況調査につきましては、現在実施していないのが現状であります。しかしながら、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定により、関係機関等により構成される会議を組織することができ、同条第2項の規定により、支援会議が生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報交換や地域における必要な支援体制の検討ができる仕組みとなりましたことから、生活困窮者状況については、本人からの相談や各課で把握している滞納や困窮状況の情報を得ながら、実態把握に努めておるところであります。

また、生活困窮者に係る就労支援につきましては、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度があります。平泉町分は、岩手県が一関社会福祉協議会に委託し、一関生活困窮者自立相談支援センターで実施しています。

この制度は、就労や住居など、個々の状況に応じた包括的な支援プランを作成し、関係機関につなげ自立を目指すこととしており、就労については、就労支援準備支援事業で直ちに就労が困難な方に、6か月から1年の間、プログラムに沿って就労に向けた支援や就労機会の提供を行っ

ているところです。

一方、働く意欲を持っている方が、能力開発やキャリア形成を支援する国の制度として、雇用保険の一定の期間を満たしていれば教育訓練経費等の一部を支給する教育訓練給付制度があります。

町としては、関係機関とのはざままで適切な支援が行われなかった事例発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など、支援を必要とする人を早急に把握し、確実に相談支援につなげられるよう努めてまいります。

次に、集落支援員についてのご質問の高齢化や過疎化が進む中、集落の維持と安心した生活の確保が課題となる。独り暮らし高齢者の見守りなど、地域の実情に詳しい人材の確保が求められる。集落支援員の配置について見解を伺うにお答えをいたします。

独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りにつきましては、民生委員さんが行政区ごとに直接対象世帯に出向き、生活状況を調査した上で、見守りすべき世帯の名簿を作成していただいているところであります。民生委員さんには、名簿により定期的に独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対して、居宅訪問や電話連絡等により、健康、生活状態の確認をいただいております。

議員質問の集落支援員の配置につきましては、民生委員さんの見守り活動により適切に行われておりますことから考えておりません。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

何点か再質問をいたします。

福祉の課題について、その問題点を精査をいたしますと、年金と就労、また医療と介護など、どうしてもクロスして考えなければなりません。大変、そういった意味で、福祉の問題は大変難しいものがあるというふうなことを思っております。

したがいまして、今回、通告した質問の要旨は複数の課にまたがってしまいます。もっと詳細な質問と要旨とすべきでありましたことをおわびを申し上げたいと思っておりますが、これからの質問につきましては、そのことを踏まえてご答弁をいただきますようお願いするものであります。

最初に、福祉の概念について伺っておきますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

福祉の概念というか、理念と申しますか、これはやっぱり全ての人々に人間らしい生活の保障をすることが福祉の概念、理念だと簡単に言えば考えてございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

広辞苑で調べてまいりました。福祉とは、幸せや豊かさを意味し、公的扶助やサービスにより全ての住民に最低限の幸福と生活の安定を提供する理念を指す。今の課長の答弁でほぼ100点だと思います。ありがとうございます。

厚生労働省によると、要介護、要支援認定者数は、介護保険が導入された平成12年4月末から昨年の4月までに約3倍になったという報告書が出されました。そこでお伺いするのですが、本町においてのそういった推移といたしますか、状況についてお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

介護保険事業につきましては、一関市とともに一関地区広域行政組合のほうで共同事務を行っているところでございますが、認定者数等の実人数につきましては、平泉町の数も提供いただいております。

毎年度の主要成果報告の中にも記載をしておりますが、大体、認定者の実人数につきましては、530名前後というふうになってございまして、急激に増えている状況ですとか、増減というものは特段に大きいものにはなってございません。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

高齢者が高齢者を介護している状況、現場があつて老老介護なんて言われておるのですが、その言葉も随分と定着してきたように思います。

介護費にとどまらず、介護する側もされる側も年を重ねるにつれて医療費も当然かさみますので、非常にダブルで介護地獄になるといったような現況が非常に懸念されるところであります。

介護保険導入から本年4月で20年を迎えております。介護サービスや施設が拡充されて制度が根づく一方で、介護が必要な高齢者は、さきの答弁のように加速度を速めて増えていく状況があります。

そこで、認知症の場合についてお伺いをいたしますが、認知症が進行し、独り暮らしが無理な場合、社会福祉士とケアマネジャーが連携して在宅介護の環境を整えて、ヘルパーや訪問介護士に、看護師に来てもらうことになるわけですが、日常的には誰かが常に見守る常在介護が必要になります。

しかしながら、生活の費用、または子育てなどの費用にどうしても共働きは辞めるわけにはいかない、家にいられない、介護できないという事情も多々あるわけです。在宅か施設への入所か、入居か、要介護者には選択の余地がない、家にいたいという願いがなかなかかなえられない、これを介護難民の一つの形態であると思っておりますが、こういった認知症ケアの問題について、本町の現況について状況をちょっと教えていただけますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

認知症の状況につきましてですけれども、申し訳ございません、ちょっと手元に資料ございませんで申し訳ございませんが、ただ、当町といたしまして取り組む中で、認知症というか、高齢者の相談を総合的に相談を受けていただく地域包括支援センターが町内にご 있습니다。

もし、ご家族の中でそのような高齢の方の介護ですとか、認知症ですとか、そういうことでサービスの利用をしたりする場合など、様々な相談を受けていただける場所がありますので、そこに相談をいただいたり、もちろん保健センターのほうでも相談のほうを受けておるところです。

それから、取組といたしまして、社会福祉協議会のほうに委託をしておる事業になりますが、ほほえみカフェ平泉という認知症カフェのほうを月1回ずつ開催いたしまして、物忘れの心配のある方ですとか、物忘れ予防に関心のある方などを対象にいたしまして、そういう集まる場というものを設けております。

また、認知症サポーター養成講座という講座も開きまして、認知症についての理解を深め、そして認知症の方や家族を支えるサポーターとして役割を持っていただいて、認知症になっても地域で安心して暮らすために認知症について学ぶ機会を設けております。

こちらにつきましては、講座のほうを希望する地区でしたり、団体等がありますれば、随時受付ながら実施しているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それでは、どうしても広域行政の主管事務になるわけではありますが、地域活性化総合特区の活用について伺っておきます。

このことは、答弁いただいたとおり、一関地区広域行政組合が主管とするものであって、本町が単独でできるものではない。しかし、介護について本町としてどう捉えるべきかという、その考え方を伺うものであります。

答弁のとおり、現行の介護保険制度では、要介護度が重いほどサービスを提供する施設側が受け取る介護報酬が上がりますが、一方で、リハビリなどで要介護度を改善させますと報酬が下がることになるわけです。そこで、改善することにあまり積極的ではないと言われておる現況があります。

そこで、要介護度の改善に貢献したサービス事業所に報奨金というインセンティブを与えて、介護度改善を伸張し、報酬額も上げ、要介護者にあっては負担額を下げ、家に帰れる可能性や結果として生活時間を延ばす、そういったことに寄与しようというものであります。

行政がこうした制度を活用して、介護度改善の後押しを行うという制度であって、答弁にありました先進事例として、岡山市が取り組まれていることも答弁いただきました。

その効果は、新聞の報道によりますと、介護度の改善がすぐに表れたという記事がございました。非常に現金なものなのだろうなと思いますが、こうしたインセンティブな観点から介護を考

えることも参考にすべきではないか、そう思います。

報酬の加算について検討するのは、当然、保険者であります広域行政組合でありますけれども、町の見解として伺っておきたいと思えます。また、併せて、町独自でそういった通所サービス事業所に報奨金的な、いわゆる貢献度に対する補助をする、助成するというような仕組みを検討できることはできないのかも併せて伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この報奨金を出す制度についてということでございましたが、答弁にもございましたように、介護保険事業につきましては、一関地区広域行政組合が事務事業を行っているところでございます。

頑張ったその事業所に報奨金ということでお出しするのはというようなところもございましたが、こちらにつきましては、一関地区広域行政組合のほうでの検討事項にもなろうかと思えますし、また、平泉町からの情報提供と申しますか、お話ということはもしお話しすることは可能かとは思いますが、この実施等につきましては、検討されるのは一関地区広域行政組合のほうでの検討事項になると思えますので、よろしくお願いたします。

また、町独自でその報奨金のほうの出す考えはどうかというようなご質問でしたけれども、こちらにつきましても、やはり介護保険事業については、一関市と一緒に広域行政組合を組織いたしまして事業実施しているところから、町独自でということにつきましては、現在のところはできるものではないかなというふうに思えますし、一関地区広域行政組合との協議と申しますか、検討が必要になるかなというふうに思えます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

十分に理解しておりますので、そういったことも必要だという考えを述べるだけにしておきたいと思えます。

そこで、例えばそういう制度を使って要介護度が改善したとしても、ケアをする家族の備え、意識が十分でなかったり、そもそも見守る家族がいないなどの事情で家に帰ることが難しい高齢者も数多く存在することも確かであります。

介護は子育てと同様に、地域で考え、地域一体で支える仕組みを築く、全く包括ケアシステムであります。地域包括ケアシステムになるわけでありまして、本当にそういう時代になったのだろうというふうに考えます。

地域住民同士が互いの介護者になる方向を模索する必要があるのではないか、これは在宅医療の医師がその可能性はあるという記事も報道でありました。ついこの間かという言い方をしているのかどうか分かりませんが、それはどこはなの、最後まで自宅で暮らすためにはどうすればいいのか、介護だけではなく、看取り等の講座、講義を定期開催して、その備えを家族

と地域が介護の課題を共有する取組が今後必要になるのだ、そのようなことをその医師は述べておられました。

伺いますが、答弁の中で講座について、平成28年度から5つの関連する講座や研修会を開いたということが答弁でございました。延べ989名、この方々の年代の比率、男女比率などの分析について大まかで結構ですがお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

議員おっしゃるとおり、その地域包括ケアシステムの構築に向けまして、地域で安心して生活していくための在宅医療、介護の連携事業を平成28年度から実施しているところでございますが、大変申し訳ありません、その研修会ですとか、講座等についての男女、年齢別の資料が手元にございせんけれども、女性の参加のほうが多く見られておりますし、年代につきましても65歳以上の方々の出席の比率は高いというふうに思っております。

こちらの事業につきましても、高齢担当のほうで主に実施しておりまして、どうしても年齢層も高いところでの参加のほうが多いのかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

それぞれの講座、研修の目的と対象者について説明ください。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

それでは、主に在宅医療・介護連携事業といたしまして実施してまいりました内容についてお話をしたいと思います。

最初に、在宅医療・介護連携推進会議につきましてもですが、こちらは地域の医療、介護関係者の情報共有と円滑な連携のためのネットワーク構築、それから地域の実情に合わせたサービス提供の在り方を検討することを目的といたしまして、主に医療、介護関係者、そして行政の関係者が集まりまして、顔の見える関係づくりということも含めた会議になっております。

それから、在宅医療、介護関係の職員研修会につきましても、その時々の課題等につきましても、在宅医療、介護関係職員の研修を行っております。

あとは在宅医療・介護連携町民フォーラムにつきましても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムの推進を目指しまして、住民の在宅医療、介護に関する理解を促すことを目的といたしまして、実施をいたしましたところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

その実施した講座、研修の成果というのでしょうか、何か反響的なものがあればお聞かせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

すみません。こちら様々な事業を展開しておりますが、多くの町民の方々に参加をしていただいております。

それだけ、その在宅医療ですとか、介護についての関心が高いのかなというふうに思っております。また、そのような講座、研修会に参加していただいている方々が、また次回の講座等にまた別な人というか、新たな方々を誘っていただいたりとかしながら、その輪が広がっているのではないかなというふうに感じておりますし、また、地域のほうで身近な公民館等での在宅医療、介護の出前講座なども開催することしておりますので、より身近な場所での講習なども受けることができ、その理解をしていただくよい機会になっているものと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今回の新型コロナウイルス感染症拡大のために中止をしておるフォーラムがあるわけですが、ほかの事業について感染リスクを十分に配慮して対策を講じた上で開催をすると答弁されておりますが、これは誰でも分かる介護講座と地域で安心、医療と介護の出前講座、この2つという認識でよろしいですか。もしそうであれば、その開催時期はいつ頃の予定かもお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

誰でも分かる介護講座につきましては、既に実施のほうは終了しております。

地域での地域で安心、医療と介護の出前講座につきましては、今後、地域をご希望する地域を募りながら、今後開催をしていく予定になっております。

また、令和元年度につきましては、在宅医療、介護の従事者の方々を対象とした研修会なども実施してきたところですが、今後、地域での課題ですとかを共有しながら、課題解決に向けた研修会なども開催予定になっております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

そうした各地区で行うことの意義は、当然、その介護する側もされる側も一緒に参加が可能になる距離や場所であるから、そこの地域の公民館というのは非常にいい開催場所だというふうに考えます。地域が連携して課題を共有する、全くその目的に合致すると思います。

そこで、講座は誰のために行うのか、何のために行うのか、その目的の達成のためにそのやり方がベストなのか、開催場所も含めて、その効果はどうであったのかなどを検証して、どんどん進化をさせていくべきだというふうに思うのですが、見解をもう一度伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢化が進む中で、やはり住み慣れた地域で安心して暮らしていくために在宅での過ごし方ですとか、さらには介護予防、介護のお世話にならない、できるだけ介護のお世話にならないような健康な期間を延ばしていくためにも、こういう地域で介護のお話を聞いたりとか、地域住民が集まってその中で協議を、お話を聞いたり、そしてそれぞれの地域の課題について共有をしたりというようなことは大変大切なことだなというふうに思っております。

もちろんその各講座、研修の目的は、地域住民がいつまでも安心して地域で暮らすための講習だったり事業だったりしておりますので、今後も引き続き、住民の皆様のご意見等もお聞きしながら、保健センターで取り組めるところを取組んでいきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問を変えます。

総務省の労働力調査というものからの数字を見ます。親と同居する未婚者、パラサイトシングルと言われておりましたけれども、いわゆる寄生している独身者ということです。特に多いのが35歳から44歳までの世代とされます。

この世代は、団塊の世代ジュニア、第3次ベビーブームを担うはずだった世代と重なるものがあります。バブル崩壊後の平成5年から16年、大学新卒の求人倍率が0.99倍、就職氷河期と言われました。

総務省の労働力調査の結果ですが、平成5年の若年層の非正規雇用者比率は23.1%、平成16年には45.2%と倍増しております。平成30年になりましても氷河期世代の27.9%が非正規で、未婚率も64.1%と高いことが調査の結果分かっております。

氷河期世代で正規就労者だった場合の未婚率が23%となっていることを比較すれば、収入の差、就労の不安定さが非婚化、晩婚化につながっていることが、こうした統計上から分析されるものであります。

この世代が予定どおり、第3次ベビーブームを起こしていれば、現在抱えている人口減少問題は多分起こらなかった、そのように分析をされているところでもあります。

こうした状況から、この世代の就労支援を政府が3年間で30万人、正規雇用者として確保するとしております。この動きに地方自治体も、この世代に特化した中途採用の動きが顕著であります。

そこで、大変唐突で申し訳ありませんが、優秀な人材が多いとされますこの世代を中途、来春

採用枠など、都市部に住む本町出身者を募集することを検討してはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

次年度につきましては、既に7月号の広報で職員採用のほうを周知しておりまして、今月には1次採用試験を行う計画でおります。

今、議員おっしゃいました、そういったこの年代の方々が都市部に多いというふうなことで、優秀な人材を都市部のほうから当町のほうへというふうなことも検討材料にはなるかと思えますけれども、次年度以降にこういった情報等も踏まえて、どういった採用の仕方、在り方がいいのかということも踏まえながら、優秀な人材確保に努めてまいりたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

生活保護受給について、若干教えていただきたいと思いますが、雇用の悪化が加速して、この受給者数、最近のコロナウイルスの影響もあって非常に増えているという報道がございましたが、ここ数年の生活保護申請状況と申しますか、受給状況についてちょっとお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

生活保護受給者の人数は、今、詳しく手元にはデータがございませんのではっきり分かりませんが、やはり若干増加傾向にあるのではないかと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

経済的生活困窮のみならず、そこにそうした家庭に介護なんかがもし発生した場合、大変な事態に進展してしまうおそれがあります。

年金の問題というのが、そこにクロスをしてくるわけですが、国民年金保険料を40年間支払って満額で月額6万5,000円ありますが、これだけではとても当然暮らすのは難しい。これに親の介護が入れば、その生活は当然破綻を免れない可能性が大であります。

厚生年金に加入すれば報酬比例部分が受け取れますから、しかも保険料は労使折半になりますので、高齢期の貧困化を一定以上予防することはできます。

そこで、本町における同居する未婚者への正規就労への後押し、これを答弁の中では一関社会福祉協議会、またはハローワークで行っていることではありますけれども、このこととは別に庁舎内に相談窓口を開設をいたしまして、高田前工業団地をはじめとする町内誘致企業への就労を支援する方向性もあってはいいのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、議員さんからお話ありました件につきましては、担当課と話をしまして、今後検討をしてみたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、その方向で検討いただきたいと思います。

高齢者の雇用についても伺っておきますが、雇用制度の変遷を見れば、昭和61年に60歳定年が努力義務になって、平成10年に60歳定年が義務化をされました。平成12年に65歳までの雇用の確保が努力義務になって、平成25年に希望者の65歳までの雇用が義務化をされた。

そして、今年、令和2年、希望者の70歳までの雇用確保を努力義務とする法案が出され、70歳定年時代はすぐそこまで来ておることになりました。

そこで、70歳までの雇用の延長、当然、その役場内の部分もあるわけですが、人件費が非常に膨らむという課題もあります。ただ、必要な人材を求めるためには、こうした専門性の高い優秀な労働者の確保のためには、そのスキルを生かした、いわゆるジョブ型雇用というものも当然有効な形態になると思うのですが、今後、70歳までの雇用時代がすぐそこまで来ている中で、町内の65歳以上の専門技術を持つ高齢者、こういった方々を行政職に就労アプローチすることは検討課題になるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

町で雇用するとなれば、職員という形になるか、あるいは特別職という非常勤特別職という形になるかと思えます。

今、そういった非常勤職員の方々につきましても、当然、条例で制定した形でそういった中で委嘱するというふうな形になると思えますので、いろんな退職した方々はそれぞれスキルを持っていらっしゃるということはそのとおりだと思いますけれども、やはりこういった方、町にとって福祉向上のためにこういった職種が望ましいのか、あるいは増やしていかなきゃならないのか、そういったものを総合的に判断しながら、必要に応じて対応していくというふうなことになるかと思えます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

時間も押してまいりましたので、福祉関係についてはまとめておきたいと思いますが、個人情報保護の観点から生活困窮家庭の状況調査の難しいことは大変理解をするものであります。

滞納状況や生活保護受給などの情報を各課連携して、実態の把握に努め、相談支援につなげるという答弁をいただきました。生活困窮者自立支援への取組をそのように期待するものであります。どうぞ今後もそういった検討を重ねていただきたいと思いますというふうに思います。

労働力人口で65歳以上が占める割合は増加の一途をたどっております。年金に頼らず元気に働く高齢者がもっと増えれば、社会保障や経済成長の担い手も増え、介護への道を遠くする可能性も出てまいります。

福祉が抱える課題の医療、介護、就労、年金、子育てなどは、包括的に本質をあぶり出し対策を講じる必要があることを述べまして、次の質問に移ります。

集落支援員について伺いますが、地域の見守りという観点は民生委員が行っているという民生委員の答弁はいただきました。民生委員の高齢者への見守りのみならず、その多岐にわたる活動には心より敬意を表するものであります。

民生委員として行う集落支援とは別に、お聞きしたいのは、総務省が支援し、特別交付税として財政措置をする集落支援員について何うものであります。

地域の実情に詳しい人材を町が非常勤職員として委嘱し、集落への目配りとして集落の巡回や状況把握を行い、市町村職員と協力して住民とともに集落点検を行うものであります。点検項目といたしましては、人口世帯の動向、医療福祉サービスの需給状況、生活物資の調達状況、生活環境、除雪処理など、多岐にわたるものであります。

進む高齢化や過疎化に対処して集落を維持する取組であります。この制度について見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

集落支援員についてでございます。

この制度は、平成20年8月に総務省通知によりまして、過疎地域等における集落対策の推進についてというふうなことで、いろいろな課題が今、出てきているという中で、町のほうで委嘱して様々な集落のチェックを行って、アンケート調査なども行いながら、いろんな課題について解決して、町と一緒に協力して解決していくというふうな中身になってございます。

先ほどの65歳以上の、70歳のですか、様々なスキルを持ったという先ほどの質問にも関連しているかと思えますけれども、現在のところ、当町においては、例えば農林サイドでは農地利用最適化推進委員という方々が新たにできまして、集落の点検等を今行っておりますけれども、この集落支援員について、特段、これから設置するかどうかということについては、やはり今、各地域の中でそれぞれ地域の自治機能がまだ維持しております。

区長さんを中心に様々な諸課題についてを地域で話し合うというふうな体制が今取れているふうに認識しておりますので、今ここでこういった確かに交付税措置ありますけれども、こういった方々を集落支援員として、町の非常勤特別職になりますけれども、もしやるとすれば、こういったことについては、今後の動向を見ながら、必要に応じて委嘱するかどうかについても検討し

てまいりたいというふうに現在は思っているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

総務省のホームページから資料を引っ張ってきましたが、令和元年度現在で専任の集落支援員数が1,741名おります。行政区長などとの兼任をしているのが3,320名います。352の自治体、4府県348市町村が申請をしている、行っておるという状況であります。

県内においては、一関を含め、9市町村36人を委嘱している状況にあります。最も多いのは、岩泉で8人いるのです。それから、雫石でも5人委嘱をしております。

これは旧小学校区単位などで採用している経緯が、ケースが多いようでございますが、この制度のいいのは、過疎地域に限定するものではなく、また高齢者比率が一定以上に高い集落などと地域要件がないというのが、また、任期の定めのないというところで、自治体が非常に申請数が多いということにつながっていると思われまます。

地域の支援員像は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材というふうにされております。従事する内容から、集落支援員として役場の退職者が適任であると思えます。

再雇用の場として適切ではないかと思われまますが、この役場退職職員を支援員配置することによって、地域の課題の発見と解決のため、行政職経験を大きく生かすことができる制度ではないかと思えますが、もう一度、その制度についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今、全国の状況、そして県内の状況、例えば岩泉では8人といった人数が最大で置かれているというふうなこともありますけれども、小学校単位でも置けるということで、いろいろ確かに活用、活用というか、そういった委嘱の仕方もあるのかなというふうには思っております。

ただ、今、21行政区、当町はありますけれども、その中で小学校単位というふうなことになると、2人の設置というふうなことも考えられるわけではありますけれども、この交付税措置に当たっては、集落のかなりこまごまチェックをして、そういったことに基づいて、町とタイアップしながらどういうふうにしていくかということ活動を活動の中でやっていくわけですが、今現在、先ほども申し上げましたけれども、21行政区の自治会活動というか、地域の活動がうまく機能しているというふうに私は考えておりますので、今のところはここで例えば2名のそれぞれ平泉地区、長島地区に1名ずつ、こうした集落支援員を置いてというふうなところまではまだちょっと行かないのかなというふうに感じているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この1人当たり350万円を上限に特別交付税措置がされるわけです。職業としての集落支援、これはやっぱり集落の様子をこまめに点検する作業というのは、非常にやっぱり有効な制度でぜひ活用しておいたほうが良いというふうに考えます。

時間がないので、最後にもう一度だけお伺いしますが、集落点検や住民との話し合いを通じて必要と認められる施策を提言し、行政がそのことについて積極的に実施をしていく。前段でお尋ねをしました地域活性化総合特区制度の活用や介護の地域での講座開設や生活困窮者状況把握と未婚者の就労支援、独り暮らし高齢者の見回りなど、福祉の課題への対応にも有効な集落支援員の配置をぜひとも検討すべきと考えますが、最後にもう一度お願いします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

集落支援員設置、平成20年からこの制度ができておりまして、既にもう12年たっているということで、全国でもそれぞれ増えてきているというふうな状況でありますけれども、検討はいたしますけれども、現在のところ……、いずれ検討をさせていただきます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

すみません。先ほど真竈光幸議員の質問に対しまして、千葉町民福祉課長から訂正の申出がありましたので、ここで許可をいたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど生活保護の人数、手元に資料にないということで微増しているというお話しましたが、今、資料によりますと、平成29年が65名、平成30年度が64名、令和元年度が59名ということで、若干減ってきている。減ってきている。ただ、令和2年度の資料につきましては、手元にはございませんが、30年度から元年度までにつきましては、減ってきているという状況でございます。

大変申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

高齢化や過疎化が進む集落を維持していくには、住民同士の助け合いが非常に大切であります。集落に寄り添い支援員が身近につながっていることに対して、住民はきっと見守られているという安心感につながるようになるのだらうと思います。

担当する適切な規模の集落数や配置人員数などを検討されまして、福祉に関する課題の解消に向けた取組と地域振興策の有効な手段として、支援員制度をぜひ活用されますよう申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日9日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同